

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月28日
【事業年度】	第7期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	リスクモンスター株式会社
【英訳名】	Riskmonster.com
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅野 健一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番3号
【電話番号】	03-5220-5461
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理ソリューション部長 藤本 太一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番3号
【電話番号】	03-5220-5461
【事務連絡者氏名】	専務取締役 管理ソリューション部長 藤本 太一
【縦覧に供する場所】	リスクモンスター株式会社大阪支社 （大阪市中央区今橋二丁目5番8号） リスクモンスター株式会社名古屋営業所 （名古屋市中村区名駅4丁目23番13号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高 (千円)	—	—	—	1,048,046	1,364,085
経常利益 (千円)	—	—	—	164,779	196,388
当期純利益 (千円)	—	—	—	107,922	98,627
純資産額 (千円)	—	—	—	2,764,893	2,901,167
総資産額 (千円)	—	—	—	2,942,565	3,111,290
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	68,257.17	69,950.04
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	2,792.94	2,411.60
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	2,653.65	2,341.91
自己資本比率 (%)	—	—	—	93.9	92.6
自己資本利益率 (%)	—	—	—	4.9	3.5
株価収益率 (倍)	—	—	—	125.67	53.49
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	223,638	344,579
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△436,334	△619,199
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	995,633	35,514
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—	—	2,030,626	1,791,520
従業員数 (人)	—	—	—	53	62
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(—)	(—)	(6)	(10)

(注) 1. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 平成17年11月18日付で1株につき3株の株式分割を行っております。

4. 第7期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
売上高	(千円)	366,544	633,219	821,860	1,048,046	1,364,085
経常利益(△損失)	(千円)	△110,982	84,752	160,987	173,553	202,745
当期純利益(△損失)	(千円)	△112,885	152,099	142,541	115,429	106,494
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	200,362	200,362	582,862	1,084,067	1,102,548
発行済株式総数	(株)	10,693	10,693	12,693	40,507	41,200
純資産額	(千円)	347,920	500,020	1,654,562	2,772,400	2,901,566
総資産額	(千円)	401,042	591,136	1,768,242	2,936,465	3,120,772
1株当たり純資産額	(円)	32,537.22	46,761.47	130,352.33	68,442.51	70,323.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (△損失)金額	(円)	△11,096.02	14,224.24	13,262.16	2,987.24	2,603.96
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	—	—	12,928.96	2,838.25	2,528.71
自己資本比率	(%)	86.8	84.6	93.6	94.4	92.8
自己資本利益率	(%)	—	35.9	13.2	5.2	3.8
株価収益率	(倍)	—	—	171.92	117.50	49.54
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△91,367	141,393	242,228	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△105,138	△115,992	△143,821	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	300,000	—	1,006,821	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	117,059	142,460	1,247,688	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	11 (28)	27 (14)	39 (4)	51 (6)	56 (10)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、第5期までは関連会社が存在しないため、また第6期からは連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。

3. 第3期には350,000千円の無償減資を行いました。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第3期については、1株当たり当期純損失が計上され、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第4期については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

5. 第3期及び第4期の株価収益率については、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので記載しておりません。

6. 第6期より連結財務諸表を作成しているため、第6期以降については、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

7. 平成17年11月18日付で1株につき3株の株式分割を行っております。
8. 第7期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

## 2【沿革】

年月	事項
平成12年9月	東京都港区赤坂において、インターネットを利用した与信管理サービス業を目的として、資本金325百万円でリスクモンスター株式会社を設立
平成12年12月	取引先の与信判断ツール「e-与信ナビ」サービスを開始
平成13年1月	取引先の信用力の変化を把握するツール「e-管理ファイル」サービスを開始
平成13年5月	本社を東京都千代田区神田司町二丁目8番地に移転
平成13年7月	マーケティングリスト作成ツール「攻めモンスター」サービスを開始
平成13年9月	大阪支社開設
平成13年10月	取引先全体のリスク構成を分析する「ポートフォリオサービス」を開始
平成13年12月	株式会社ジー・サーチと提携し、n i f t y顧客向けに情報配信
平成14年3月	新事業創出促進法に基づく認定取得
平成14年10月	名古屋営業所開設
平成16年1月	「I SMS適合性評価制度」認証取得
平成16年3月	本社を東京都千代田区大手町一丁目2番3号に移転
平成16年8月	信用保証サービス「Secured Monster」をスタート
平成17年2月	「BS15000（ITサービスマネジメントシステム）」認証取得
平成17年3月	大阪証券取引所ヘラクレスに株式を上場
平成17年5月	与信管理ASPサービスに関する設備の全面リニューアルを開始
平成17年7月	セキュリティ強化とサービス拡張を視野に入れ、新認証システムに「JavaCard」を採用
平成17年11月	法人データ付アウトバウンドサービス「テレアペンドサービス」を開始
平成17年12月	リスモン・マッスル・データ株式会社（現連結子会社）を設立
平成17年12月	新株予約権（第三者割当て）の発行
平成18年2月	営業支援サービス「マーケティングモンスター」を開始
平成18年3月	「ISO/IEC20000」認証取得
平成18年3月	サイバックス株式会社と資本提携及び業務提携
平成18年6月	eラーニングサービス「ラーニングモンスター」サービス開始
平成18年9月	ネットアンドセキュリティ総研株式会社（現 サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社）への出資及び役員派遣
平成18年10月	人材採用支援ASPサービス「リクルーティングモンスター」サービス開始
平成18年12月	日本震災パートナーズ株式会社への資本参加
平成18年12月	株式会社ジンテックへの資本参加
平成19年3月	「ISO/IEC27001」認証取得

### 3【事業の内容】

#### (1) 当社グループ事業の背景とその概要

法人間における取引は通常、企業間信用取引（以下「与信取引」という。）として行われます。与信取引とは、取引先との間に、経済的または、短期的に循環して発生する取引において、営業上の未収金が発生する取引形態をいいます。本来、商取引に際しては販売及びサービス業における役務発生と同時に現金取引を行うことが、債権の管理上、最も安全と言えますが、取引が頻繁かつ継続的に発生するとその都度現金を受け取るのは非効率であり、また、取引先の信頼の度合いに応じて、未収金を回収する期間が約束され、その結果として売掛金や受取手形等の販売債権等の発生が伴う与信取引が行われることとなります。しかし、与信取引においては、将来、販売代金を現金で回収できるかどうかは確実ではなく、常に回収できないかもしれないという不確実性があります。それゆえに、与信取引は継続的な管理（以下「与信管理」という。）が必要となります。与信管理を行うためには、取引先のデータを収集・分析することにより取引先の信用力やその動向を予測・管理する作業が必要となり、与信管理を通じて販売代金の回収の確実性を高めていくことが、企業経営の重要なリスクマネジメント戦略の一つとなっております。なお、与信管理は会計、法律及び経営等に係る多くの知識が必要であり、専門性も要求されます。さらに近年、企業経営の透明性が求められる環境の中で、与信に係る判断基準については、主観的基準のみならず客観性も強く求められつつあります。また、急速に進む社会のIT化、eビジネスへの転換の流れは企業間競争を激化させ、ひいては意思決定のスピード及びコストダウンが求められ、新しい与信管理のあり方がクローズアップされております。

当社は、このような与信管理の再認識傾向を見込み、平成12年9月に、これまで明確な形で存在していなかった審査・与信管理業務のアウトソーシング市場を自ら開拓・確立する目的で設立されました。

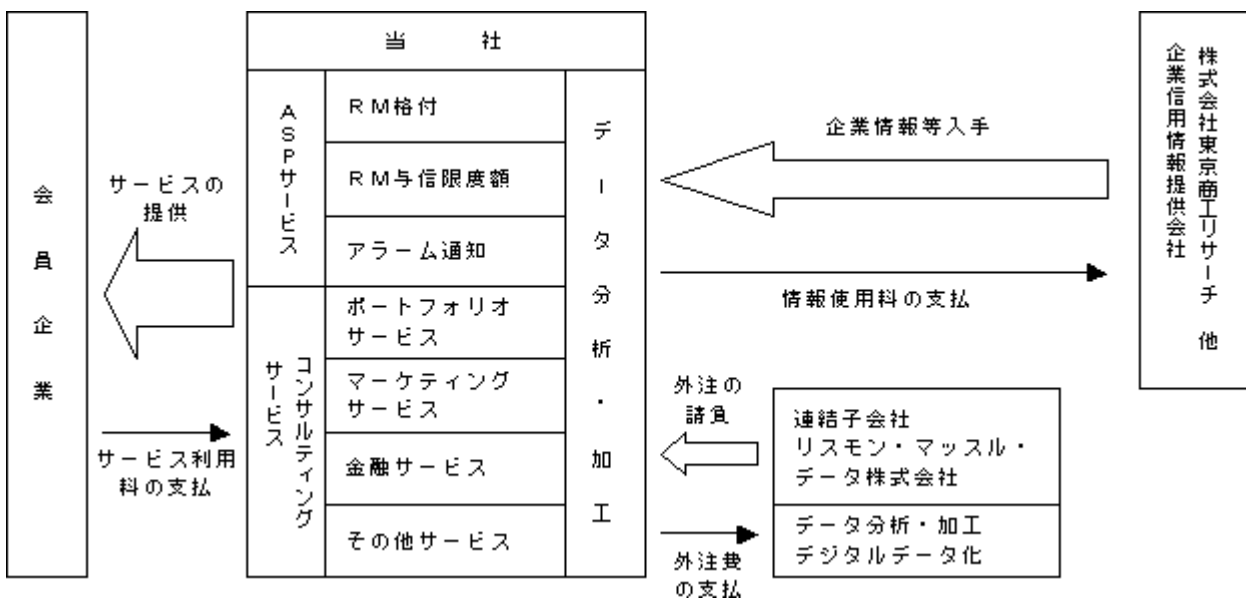
当社グループは、リスクモンスター株式会社（当社）、当社の連結子会社1社、持分法適用関連会社1社（平成18年9月取得）で構成しております。

当社と当社の連結子会社の事業内容は、当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、株式会社東京商工リサーチ他、企業信用情報提供会社の有する約170万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信管理サービスを行う「ASPサービス」と、会員の取引先に係るポートフォリオの分析や金融サービス、マーケティングサービス、デジタルデータ化サービス等の「ビジネス・プロセス・アウトソーシング（注）（以下「BPO事業」という。）を目的とした提案を行う「コンサルティングサービス」に大別することができます。

（注） ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）

企業内の業務をプロセスごと一括して受託するサービス

<事業系統図>



なお、主要なサービスは以下のとおりです。

(サービス一覧)

サービス名称		サービス内容	
ASPサービス (注1)	与信管理サービス	e-与信ナビ	倒産実績に裏付けられた倒産確率を表すA～Fの6段階の「RM格付」(注2)と、会員企業の財務体力を考慮した「RM与信限度額」(注3)等、与信意思決定に有効となる具体的な取引可否判断指標を提供するサービスです。新規取引や既存取引先の与信判断のツールです。
		e-管理ファイル	継続的に与信が発生する取引先を登録し、一括動態管理を行うツールです。登録企業の信用状況及び企業データに変更があった場合に、電子メールにてアラーム通知(注4)する機能が特長です。取引先の信用力の変化を常時把握することで機動的な債権保全が可能となります。
		その他サービス	RM格付ロジックの精度の検証として、毎月の格付別倒産実績を公開している「アナリストモンスター」、取引先の詳細情報の履歴がわかる「プレイバックモンスター」等があります。
	営業支援サービス	企業データベースから、所在地や業種、資本金等の検索条件を指定し、マーケティングリストを作成するツール「攻めモンスター」があります。また、RM格付を利用した検索機能もあり、企業データベースの中から優良企業を選別し、効率的な営業活動が可能となります。また、市場調査レポート「マーケティングモンスター」や地図を利用した「攻めMAP」等があります。	
	人事・総務系サービス	人材教育研修のためにeラーニングを行う「ラーニングモンスター」、内定者フォローを行うための「ウェルカムモンスター」、人材採用業務支援を行う「リクルーティングモンスター」等のASPサービスがあります。	
その他サービス	審査用語辞典や契約書式集等実務に役立つ「お役立ちツール」や要望やクレームを投稿できる「RM目安箱」、FAQ等のサービスがあります。		
コンサルティングサービス	ポートフォリオサービス	取引先全体のリスク構成を、RM格付やRM与信限度額等当社独自の各指標を駆使し、低コストかつ短期間で分析するサービスです。	
	マーケティングサービス	既存顧客、商圈を当社独自の各指標で分析し、営業支援を行うサービスです。	
	金融サービス	RM格付と連動した保証限度額・保証料率が設定される信用保証サービスや取引信用保険等の債権保全サービスが「Secured Monster」シリーズです。会員はRM格付という統一した債権評価基準を保有することで、より具体的な債権保全のマネジメントが可能となります。	
	デジタルデータ化サービス等 その他サービス	RM格付やRM与信限度額等当社サービスを活用して、会員企業に合わせた与信管理規程作成サービス、また、社内啓蒙を目的とした研修サポート、情報をスピーディーにデジタルデータ化し分析するサービス等も実施しています。	

(注1) ASPサービス

企業等の会員に対して、インターネット等を介してアプリケーションソフトを提供するサービスです。

(注2) RM格付

当社では、企業を大きくA～Fの6段階に格付し、当該格付情報を会員に提供しております。この格付は、過去の倒産実績に裏付けられた独自指標であり、A格の企業は倒産確率が低い、つまり倒産しにくい企業、逆にF格の企業は倒産確率が高い、つまり倒産しやすい企業といえます。定期的なデータ更新等によりロジックの補正を続けているのもRM格付の大きな特長です。

(注3) RM与信限度額

さまざまな与信限度の設定法が提唱されておりますが、当社ではそれらを複合させ、致命的なダメージを受けない与信限度額として、①会員企業の財務体力に応じた格付ごとの“基本許容金額”、②取引先の仕入債務のシェアを考慮した売込限度金額、さらに③会員企業の決裁権限に応じた決裁限度金額の3つを算出し、その最小値を「RM与信限度金額」として提供しております。

(注4) アラーム通知

当社では、会員企業に代わり取引先の信用状況変化や、企業信用情報の変更を把握し、電子メールにて通知しております。

(2) 会員獲得活動について

当社は、原則として、会員獲得のための営業活動を、潜在顧客への訪問開始から成約に至るまで一貫して当社の営業社員により行います。何故ならば、与信管理業務のコンサルティングと当社サービス内容の説明を同時並行して行う必要があり、また、与信管理に係る専門知識が要求されるからです。なお、潜在顧客の開拓は、注文紹介業務委託契約締結の協力会社からの紹介、セミナーの開催、雑誌・新聞等への広告掲載、ホームページの充実、メール・マガジンの利用、当社が保有している企業情報データベースを利用したダイレクト・メールの発送やテレマーケティング及び既存ユーザーからの紹介等により行います。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有（被 所有）割合（%）	関係内容
（連結子会社） リスモン・マッスル・データ株式会社（注）1	東京都 千代田区	100	マーケティング業務の 効率化及びデジタルデ ータ化ソリューション によるBPO事業	85.00	データ解析等のア ウトソーシング他 役員の兼任等
（持分法適用関連会社） サイボウズ・メディアア ンドテクノロジー株式会 社（注）2	東京都 文京区	257	シンクライアント事業 及びインターネットセ キュリティのシンク タック事業	17.32	商品の購入他 役員の兼任等

（注）1. 特定子会社に該当しております。

2. 持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため関連会社としたものであります。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	62(10)
---------	--------

（注）1. 従業員数は就業人員（当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 従業員数が前連結会計年度末と比較して9名増加しているのは、業務拡大及び内部統制強化に伴い増員を行ったことによるものであります。

3. 当社グループの事業は、情報サービス事業単一セグメントのため区分掲記しておりません。

##### (2) 提出会社の状況

平成19年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
56(10)	31.8	2.3	5,377

（注）1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計期間における我が国の経済状況は、企業収益の好調を背景に景気反転による需要拡大のため、設備投資の増加や雇用環境に回復の兆しがあり、緩やかな安定成長の軌道を維持しました。情報関連投資に関しましては、需要拡大に対応するため、これまで消極的であった調達、販売といった収益拡大目的の投資が拡大しつつあります。

こうした状況の下、連結子会社であるリスモン・マッスル・データ株式会社（平成17年12月20日設立）が、コンサルティング売上高の増加に大きく貢献し、収益基盤を確立しつつあります。

また、当社グループは、中長期的な会社の経営戦略を具現化するため、当連結会計期間は以下のような取り組みを行いました。

- ・サイバックス株式会社との業務提携（4月）
- ・会計監査人の増員（6月）
- ・eラーニングサービス「ラーニングモンスター」サービス開始（6月）
- ・内定者管理サービス「ウェルカムモンスター」サービス開始（7月）
- ・ソフトバンク・ヒューマンキャピタル株式会社との人材採用支援ASPサービス「リクルーティングモンスター」に関する業務提携（8月）
- ・株式会社オービックビジネスコンサルタントとの業務提携（9月）
- ・ネットアンドセキュリティ総研株式会社（現 サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社）への出資及び役員派遣（9月）
- ・人材採用支援ASPサービス「リクルーティングモンスター」サービス開始（10月）
- ・内部統制を強化するために次世代統合ERPパッケージ「GRANDIT」導入（10月）
- ・経済産業省補助事業「次世代型電子認証基盤実証実験」に参加（11月）
- ・日本震災パートナーズ株式会社への資本参加（12月）
- ・株式会社ジントックへの資本参加（12月）
- ・eラーニングサービス「内部統制入門講座」サービス開始（2月）
- ・りそな決済サービス株式会社と業務提携「Secured Monster type RKS」サービス開始（2月）
- ・株式会社日本M&Aセンターと業務提携（2月）

以上のような取り組みの結果、当連結会計期間の売上高は1,364,085千円（前年同期比130.2%）、営業利益は208,195千円（前年同期比119.9%）、経常利益は196,388千円（前年同期比119.2%）、当期純利益は98,627千円（前年同期比91.4%）となりました。また、平成18年9月末に資本参加し、持分法適用関連会社となったサイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社のリストラ損失による持分損失負担等が、当期純利益減少の一因となりました。

#### ① 会員数について

会員数につきましては、前期末に比べて667会員増加し、3,584会員（前年同期比122.9%）となりました。また一会員当たりのサービス利用単価が高く、安定収益となるレギュラー会員の獲得に注力した結果、レギュラー会員は前期末に比べ484会員増加し、1,575会員（前年同期比144.4%）となりました。

会員数の推移（累計）を示すと、次のとおりであります。

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月		平成15年 3月	平成16年 3月	平成17年 3月	平成18年 3月	平成19年 3月
ASPサービス	ライト会員（注）2	586	850	1,208	1,826	2,009
	レギュラー会員（注）3	439	661	812	1,091	1,575
	会員数合計	1,025	1,511	2,020	2,917	3,584

（注）1. 会員数は当社に登録されているID数

2. 与信意思決定サービス「e-与信ナビ」及び関連サービスを利用できる会員

3. 「e-与信ナビ」及び動態管理サービスである「e-管理ファイル」並びに関連サービスを利用できる会員

② サービス分野別売上について

当連結会計期間の売上高の合計は、1,364,085千円（前年同期比130.2%）であり、その内訳としてASPサービスの売上高の合計が、989,798千円（前年同期比120.0%）となりました。これは、会員数が増加し、会員向けサービスの売上高が順調に増加したためであります。特にレギュラー会員獲得が堅調に増加し、来期は期首より売上に貢献するものと考えております。コンサルティングサービスの売上高の合計は、374,287千円（前年同期比167.9%）と順調に増加しました。これは、平成17年12月設立の連結子会社リスモン・マッスル・データ株式会社のデジタルデータ化サービス等BPO事業の売上高が含まれるその他の売上高が前年同期比525.2%となったことによる結果です。

当連結会計期間の販売実績をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

サービス分野別		当連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	前年同期比 (%)	
ASPサービス	ライト会員向け サービス (注) 2	会員数	2,009	110.0
		会員数別売上 (千円)	197,178	121.8
	レギュラー会員向け サービス (注) 3	会員数	1,575	144.4
		会員数別売上 (千円)	792,620	119.5
	会員数合計		3,584	122.9
ASPサービス売上合計 (千円)		989,798	120.0	
コンサルティング サービス	ポートフォリオサービス及び マーケティングサービス (千円)		153,501	84.9
	その他 (千円) (注) 4		220,785	525.2
	コンサルティングサービス売上合計 (千円)		374,287	167.9
売上合計 (千円)		1,364,085	130.2	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 与信意思決定サービス「e-与信ナビ」及び関連サービスを利用できる会員向けサービス
3. 「e-与信ナビ」及び動態管理サービスである「e-管理ファイル」並びに関連サービスを利用できる会員向けサービス
4. その他には、「金融サービス」と「デジタルデータ化サービス」を含む「その他サービス」が含まれております。
5. 会員数は当社に登録されているID数

### ③ 収益について

当連結会計期間の収益につきましては、営業利益が208,195千円（前年同期比119.9%）、経常利益が196,388千円（前年同期比119.2%）、当期純利益が98,627千円（前年同期比91.4%）となりました。当連結会計期間につきましては、格付精度、データ処理能力及び新規サービス開発力を向上させる体制等先行投資を行ったため、売上高利益率が前年同期と比べ若干低下しておりますが、売上高の増加が収益に大きく貢献するという収益構造に変化はなく、今後も、その先行投資等の効果と売上高の増加が収益の増加にそのまま寄与する見込みであります。また、平成18年9月末に資本参加し、持分法適用関連会社となったサイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社を通じて、営業譲渡により取得した株式会社ネクスタームのシンククライアントビジネス事業のリストラクチャリングによる損失の一括処理による持分損失負担等が当期純利益減少の一因となりました。

当連結会計期間の営業収益を示すと、次のとおりであります。

	前連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		前年同期比 (%)
		対売上比(%)		対売上比(%)	
売上高(千円)	1,048,046	100.0	1,364,085	100.0	130.2
営業利益(千円)	173,616	16.6	208,195	15.3	119.9
経常利益(千円)	164,779	15.8	196,388	14.4	119.2
当期純利益(千円)	107,922	10.3	98,627	7.2	91.4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,791,520千円（前年同期比88.2%）となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は、344,579千円（前年同期比154.1%）となりました。これは主に、会員数の堅調な増加により売上が順調に推移し税金等調整前当期純利益が193,616千円計上され、増加要因として減価償却費が150,985千円、持分法による投資損失が15,265千円、減少要因として売上債権の増加額が27,496千円、法人税等の支払額が27,913千円であったこと等によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は、619,199千円（前年同期比141.9%）となりました。これは主に、「RM2 Navi System」他システム増強やセキュリティ強化等に伴う無形固定資産の取得による支出が295,650千円、システム協力会社であるテクマトリックス株式会社や持分法適用関連会社となったサイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社、事業戦略及びサービス戦略の取り組みとして日本震災パートナーズ株式会社及び株式会社ジンテックの株式を取得したこと等に伴う投資有価証券の取得による支出が297,063千円であったこと等によるものであります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は、35,514千円（前年同期比3.6%）となりました。これは、ストックオプションの行使に伴う新株発行によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当社グループはインターネットを活用した与信管理サービス事業を行っております。当連結会計年度の販売実績をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

サービス分野別		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
			前年同期比 (%)
ASPサービス	ライト会員向けサービス (千円) (注) 2	197,178	121.8
	レギュラー会員向けサービス (千円) (注) 3	792,620	119.5
	小計 (千円)	989,798	120.0
コンサルティング サービス	ポートフォリオサービス及び マーケティングサービス (千円)	153,501	84.9
	その他 (千円) (注) 4	220,785	525.2
	小計 (千円)	374,287	167.9
合計 (千円)		1,364,085	130.2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 与信意思決定サービス「e-与信ナビ」及び関連サービスを利用できる会員向けサービス

3. 「e-与信ナビ」及び動態管理サービスである「e-管理ファイル」並びに関連サービスを利用できる会員向けサービス

4. その他には、「金融サービス」と「デジタルデータ化サービス」を含む「その他サービス」が含まれております。

### 3【対処すべき課題】

#### (1) 対処すべき課題

当社は、「顧客を大切にしてい共に繁栄しよう」を企業使命として、事業を通じて、取引先の満足度を高め、多様化するニーズに対して、「プロフェッショナルな商品及びサービスを提供」し続ける企業を目指しております。

当連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、従来から推進してきた方向性においての重要な変更はございません。当社グループでは継続的な成長を実現するために、ASPサービスの拡充、BPO事業への取り組み及びシステム等のインフラの強化等の中長期的な経営戦略を具現化し企業価値を高めるとともに、様々なリスク要因の経営への影響を最小化すべく、引き続き是正及び予防措置を講じていきます。

当社グループが従来より取り組んでおります課題は以下のとおりであります。

#### ① 会員に対するサービスの浸透度合いについて

上場に伴うブランド及び信頼性の向上や当社グループならではの特徴的なサービスにより会員数は堅調に増加しております。しかしながら、入会後の会員に対するサービスの浸透度合いをさらに高めていくことが重要であると認識しております。

これらに向けた取り組みとして、サービスの一層の拡充を行うと同時に、既会員企業と緊密な関係構築を行う専門営業部隊を増員し対応してまいります。

#### ② システム障害の防止と対応について

当社グループの業務及び提供するサービスは、独自に開発したシステム「RM2 Navi System」によって大部分が運営されております。

このシステムの安定的運用が経営上最も重要であると認識しております。

具体的には、効率的なキャパシティ管理、二重化構成、24時間監視、バックアップシステム等の施策を行うことにより、かかる障害の発生に伴う混乱及び損害発生を軽減に努めております。

さらに、障害発生時の緊急時対応計画手順書及び事業継続計画の整備や復旧訓練を実施しております。

#### ③ 低コスト構造の維持

当社は、独自に開発したシステム「RM2 Navi System」と少数精鋭による効率的な業務運営に努めております。今後も当社は、業務拡大に伴うシステム投資や人員補強等の経営資源の増強を行うことが必要となりますが、引き続き費用対効果を見ながら、販売費及び一般管理費の増加を抑制することによって低コスト構造の維持に努めてまいります。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針について

##### I. 基本方針の内容

当社は平成12年9月、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済活性化に貢献するため、これまで明確な形で存在していなかった審査・与信管理業務のアウトソーシング市場を自ら開拓・確立すべく設立されました。「顧客を大切にしてい共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナルなサービスを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に掲げ、総合商社に蓄積されていた与信管理のノウハウをベースに、企業経営におけるリスク・マネジメントを支援するインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」を主力サービスとして、会員企業・取引先に対して、サービスの提供を行っております。

当社の企業理念と社会的貢献をより合理的かつ効率的に実現するために、当社は、平成17年3月大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」に株式を上場し、当社経営の透明性向上、所有と経営の権限明確化を推進してまいりました。また、当社の与信管理サービス事業に求められる事業の中立性の強化、社会的認知の拡大の観点から、当社の最高意思決定機関である株主総会の構成員である株主は、公平、公正で中立性を保持できる比較的多数の者で構成されることが望ましいと考えております。当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社株主の総体意思で信任された取締役がこれを執り行っており、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が求められているとともに、取締役の役割・責任の明確化も図っていくことが必要であります。当社取締役の業務執行については、同じく株主総会で選任された監査役（全員が社外監査役）が監督機関として監査しております。以上により当社経営陣は、一層の緊張感と責任感を持って、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すべく、日々の経営に当たっていく必要があります。

他方、当社の本源的な企業価値は、業務執行を行う取締役の他、従業員、会員企業、取引先あるいは全国の中堅・中小企業等様々なステークホルダーに支えられて生み出されております。特に当社の基幹業務でありますインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等においては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、人財・知財等ソフトインフラ整備への効果的な投資やシステムの安定的な運用環境の確保等が必要であり、財政面から支える健全で強固な財務体質を継続的に維持することが求められております。

従いまして、当社の財務及び事業活動を支配する者は、当社の企業理念、社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させていくことが必要とされます。

当社は、当社の財務及び事業活動を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上する者として最適であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われま。従いまして、当社株主の皆様が買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業活動を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するもの等もあり得ます。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業活動を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、以上のような考え方を、当社の財務及び事業活動を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

## II. 当社の基本方針の実現に資する取り組み

### (1) 企業価値向上等のための施策

#### ① 中長期的な経営戦略

当社は、「顧客を大切にしてい共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に置き、企業経営におけるリスク・マネジメントを支援するインターネットを活用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等により、会員企業・取引先の満足度を高め、多様化するニーズに対して、「プロフェッショナルな商品及びサービスの提供」を継続的に提供することで、会員企業数は着実に増加し、当社業容は拡大してまいりました。

当社は、今後も継続的な成長を実現するために、複雑化していくリスクに対する先進的かつ斬新なリスク・マネジメント手法の開発に挑戦していきながら、(1)ASPサービス（注1）の拡充、(2)BPO事業（注2）への取り組み、(3)システム等のインフラ強化、(4)低コスト構造の維持等の中長期的な経営戦略を具現化することで、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済活性化に貢献し、当社の企業価値及び株主共同の利益の一層の向上に努めてまいります。

（注1）企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で行う与信管理サービス（アプリケーションソフト提供）

（注2）マーケティング業務の効率化支援（ビジネスプロセスを一括受託するコンサルティングサービス）

他方、当社の本源的な企業価値は、業務執行を行う取締役の他、従業員、会員企業、取引先あるいは全国の中堅・中小企業等様々なステークホルダーに支えられて生み出されております。特に当社の基幹業務でありますインターネットを利用した「与信管理アウトソーシングサービス事業」等においては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために、人財・知財等ソフトインフラ整備への効果的な投資やシステムの安定的な運用環境の確保のため、健全で強固な財務体質の継続的な維持を図ってまいります。

## ② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、直接の顧客はもとより株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制を構築したいと考えております。そこで、より合理的かつ効率的に実現するために、大阪証券取引所「ヘラクレス」に上場し、当社経営の透明性向上、所有と経営の権限明確化を推進し、また、当社の与信管理サービス事業に求められる事業の中立性の強化、社会的認知の拡大の観点から、当社株主が、公平、公正で中立性を保持できる比較的多数の者で構成されるよう株式の流動化・分散化を推進してまいりました。

当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、当社株主の総体意思で信任された取締役がこれを執り行っております。また、当社取締役会は4名（うち1名が社外取締役）で構成されており、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が可能な状態にあり、取締役の役割・責任も明確化が図られています。さらに、執行役員制度も導入しております。

当社取締役の業務執行については、同じく株主総会で選任された監査役（全員が社外監査役）が監督機関として監査しており、また、監査役会制度採用会社として株主総会の充実、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、積極的かつ継続的なディスクロージャー活動、IR活動に取り組んでおります。

以上により現経営陣は、一層の緊張感と責任感を持って、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するべく、日々の経営に当たっております。

## (2) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### ① 当社が発行者である株券等の大量買付けに関する規則（以下「本規則」という。）の制定

当社は、上記の基本方針を実現するための取り組みとして、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」という。）の15%以上の大量買付けを行う提案（以下「大量買付け提案」といい、大量買付けまたは大量買付け提案を行う者を「大量買付け者」という。）が行われた場合に、当該大量買付け提案に応じるべきかどうかの最終的な意思決定を行う当社株主の皆様の意思を公正で透明性の高い手続きを通じて適正に反映させるために、本規則を制定いたしました。

大量買付け提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該大量買付け提案について誠実かつ慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含む。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付け提案が行われた際に、その時点における当社取締役が自己の保身を図る等恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様の意思を確認するための手続きや取締役会による対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

したがって、本規則においては、大量買付け提案が行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様の意思を確認するための手続き等について、客観的かつ具体的に定めております。なお、本規則は平成19年5月22日開催の当社取締役会において決定し、平成19年6月28日開催の第7回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

## ② 本規則の概要

### (イ) 本規則の骨子

本規則は、上記基本方針に立ち、本規則で定めた規定に従って大量買付け提案がなされた場合には、当該買付け提案が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであるか否かを当社株主の総体意思に図り判断する仕組みとなっております。

本規則は、①規則本文、②大量買付け提案に際し、大量買付け者及びその関係者が当社に提出する適正な開示情報を明示した「附則1. 情報開示を求める事項」、及び③必要な場合には対抗措置として発動する、株主の皆様に対する無償割当てが行われる新株予約権の概要を定めた「附則2. 新株予約権の概要」から構成されています。規則本文では、規則制定の目的、用語定義の他大量買付けの手続き、適正買付け提案の要件、検討期間の定め、開示情報の使用、株主意思の確認手続き、適正買付け提案の修正または変更、新株予約権の株主無償割当ての実施、適正買付け提案の競合及び本規則の修正、見直し及び廃止等について、公正かつ透明性の高い手続きを明示的かつ具体的に定めております。

以下では、本規則の主要な事項について、その概要を説明いたしております。本規則の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス：<http://www.riskmonster.co.jp>）を、ご覧下さい。

(ロ) 本規則の主要な事項

(a) 大量買付け者が遵守すべき手続き

大量買付け者が、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社の株券等を議決権割合で15%以上取得する大量買付けを行う場合には、当該大量買付けの実施に先立って、本規則に定める大量買付け提案及び附則1. に定める情報及び資料を当社宛に提出していただきます。

提出された大量買付け提案については、本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしているか否かについて、本規則に定める検討期間内で、当社取締役会が取締役としての責務である善管注意義務及び忠実義務に従って、当社とは独立した外部専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等を含み、以下「外部専門家」という。）との協議または助言に基づいて誠実かつ慎重に検討いたします。この結果、提出された大量買付け提案が、本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしていると判断した場合には、当該大量買付け提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると認められる場合を除き、本規則に定める手続きに従って新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、当社株主の皆様意思を確認するための手続きを行います。

また、大量買付け者が、本規則に従わずに大量買付けを行う場合、または本規則に従って大量買付け提案及び附則1. に定める情報及び資料を当社に提出した場合でも、当該大量買付け提案について、当社取締役会が外部専門家との協議または助言に基づいて検討した結果、本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさない場合には、当社は、大量買付け者が本規則に従わないことを確認した上で、新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

(b) 適正買付け提案の要件

大量買付け提案が、本規則に定める適正買付け提案とされるためには、次の（イ）～（ホ）の全ての要件を満たしている必要があります。（イ）当社経営権の取得または会社支配権の変動を目的とする大量買付けであること、（ロ）公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法による大量買付け提案であること、（ハ）大量買付けに先立って本規則に定める適正開示情報及び本規則を遵守する旨の誓約書を当社に提出すること、（ニ）株主意思確認決議がなされるまで、公開買付けの開始またはその他の方法による大量買付けに着手しないこと、（ホ）本規則で明示的に定めた当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する様な濫用目的をもってなされる提案類型でないこと。ここで、濫用目的をもってなされる提案類型とは、いわゆるグリーンメイラーである場合、焦土化経営目的である場合、資産等流用目的である場合、配当・高値売り抜け目的である場合、二段階以上の強圧的な買付け提案である場合や、大量買付け者及びその関係者が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、当社または当社株主に回復し難い損害をもたらすものである場合の各類型に該当すると信じるにたる合理的な根拠が認められる場合及び法令または定款に違反しもしくは本規則を遵守しないことが客観的かつ合理的に認められる場合の其々を言います。これらについては、当社取締役会が、外部専門家との協議またはその助言に基づいて、その該当性の合理的根拠等の有無を誠実かつ慎重に検討し判断いたします。

(c) 検討期間の定め

大量買付け者から提出された適正開示情報につきましては、当社株主が大量買付け提案に関し、適正かつ十分な情報に基づいて、適切かつ合理的な判断が行えるように、当社が外部専門家との協議または助言を得て、誠実かつ慎重な調査検討を行います。このための検討期間として、当社は適正開示情報を受領した日から3日以内に適正開示情報受領日を公表し、当該日を起算日として、適正買付け提案が全株式を対象とする全額現金（円貨）対価の公開買付けによる場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内と明確に定めております。

なお、当社が受領した適正開示情報につきましては、当該大量買付け提案に関連し、当社の企業価値または株主共同の利益を維持し向上させる目的で使用いたします。



(d) 株主意思の確認

大量買付け提案が本規則に定める適正買付け提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、当該買付け提案に対して新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かをその時点の当社株主の皆様へに判断していただきます。当社株主の皆様の意思を確認する決議（以下「株主意思確認決議」という。）は、（イ）定時株主総会または臨時株主総会において（i）新株予約権の無償割当て決議を行う方法もしくは（ii）新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議を行う方法、または（ロ）総会においてもしくは郵送により無償割当ての実施の賛否を投票してもらう方法、の何れかの方法で行います。当社は、株主意思確認決議の結果に従い、当該買付け提案に対し、新株予約権の無償割当てを実施または実施しないことにいたします。

なお、適正買付け提案を検討した結果、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するものであると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認の手続きは行わず、新株予約権の無償割当てを実施しないことといたします。

(e) 新株予約権の概要

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、本規則の附則2. で定める新株予約権（以下「本新株予約権」という。）が当社の全株主（但し、当社は除く。）に対して無償で割当てられます。本新株予約権は、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で割当てられます。

新株予約権者は、権利行使期間内に当社普通株式1株当たり1円の金銭を払込むことにより権利行使ができますが、大量買付け者及びその関係者等はこの権利を行使することはできません。

本新株予約権には、譲渡制限が付されており、当社株主の皆様（大量買付け者及びその関係者等を含む。）が譲渡をご希望する場合には、当社取締役会の承諾が必要となります。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は取得条項に基づいて、（イ）新株予約権無償割当て決議後に大量買付け提案が撤回された場合等に無償で新株予約権を取得する場合や（ロ）大量買付け者及びその関係者等以外の新株予約権者に本新株予約権を取得する対価として当社普通株式を交付する場合があります。

なお、新株予約権証券は発行されません。

(f) 適正買付け提案の競合

大量買付け者及びその関係者等による適正買付け提案（以下「先行提案」という。）がなされ、適正手続きを進めている期間中に、新たな大量買付け者及びその関係者による提案（以下「後行提案」という。）がなされ、後行提案も株主意思確認手続きが行われる場合には、先行提案が検討期間終了前であれば、株主意思確認手続きは後行提案と合わせて実施することがあります。

(g) 本規則の廃止及び変更または修正

本規則は、（イ）株主意思確認決議において、適正買付け提案に関する本新株予約権の無償割当ての実施が否決された後、当該適正買付け提案を行った大量買付け者及びその関係者が当社の株券等を議決権で過半数保有するに至った場合、（ロ）当社取締役会において本規則の廃止を決定した場合、または（ハ）本規則の1年間の有効期間の満了後、有効期間の延長が行われなかった場合に廃止されます。

また、本規則は、大量買付け提案が当社に提出される前にあっては、当社株主全体の利益に重大な影響を及ぼさない限りで、あるいは、大量買付け提案が提出された以降にあっては、本規則中曖昧あるいは誤解を生ぜしめるような条項もしくは齟齬・瑕疵のある条項を是正するために必要がある場合、もしくは法令の改正等があった場合には、当社取締役会で変更または修正を行う場合があります。

③ 本規則が株主の皆様、投資家の皆様及び大量買付け者に与える影響

(イ) 株主の皆様にご与える影響

本規則が施行されても、本新株予約権の無償割当てが行われないうえ、当社の株主の皆様にご直接的な影響が生じることはありません。

当社取締役会の決議または株主意思確認決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、割当基準日における株主の皆様は、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、下記④(ロ)

(c)において記載する本新株予約権の行使に係る手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記④(ロ)

(d)に記載する手続きにより、大量買付け者とその関係者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続きをとった場合、大量買付け者とその関係者等（大量買付け者及びその関係者のために行うようとしている者、大量買付け者及びその関係者による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出している者、または公開買付け応募契約を締結している者を含む。）以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせず、当社株式を受領することとなります。その場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

(ロ) 投資家の皆様にご与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社の株券等の大量買付け者が現れた場合には、当社株価の変動が予想されるとともに、対抗措置として新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化が想定されたり、あるいは新株予約権無償割当て決議後に取得条項により当該新株予約権の無償取得が行われ新株の交付が行われない場合には、想定された当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じない事態等も想定される等、その時々状況により当社株価及び株式1株当たりの価値が変動する可能性がありますので、投資家の皆様は不測の損害を被らない様にご留意下さい。なお、割当基準日以降（権利落ち日以降）に当社の株主となった場合には、新株予約権の無償割当ては受けられず、新たに取得した当社株式1株当たりの価値が希釈化される場合も想定されますので、併せてご留意下さい。

なお、大量買付け提案に関する検討結果その他投資判断に著しい影響を与えると想定される重要な事項に関して当社が何らかの決定をした場合には、証券取引法及び大阪証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」等に則り、広く投資家の皆様にご遅滞なく適正かつ公平な情報が浸透する様に適時開示情報閲覧サービス（TDネット）や当社ホームページ上での情報開示を行います。

(ハ) 大量買付け者及びその関係者にご与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として当社株券等を議決権割合で15%以上取得する大量買付けを行う場合は、本規則を尊重し遵守していただく必要があります。本規則に従わずに大量買付けが行われた等の理由により、当社取締役会決議または株主意思確認決議において対抗措置の発動が決定された場合には、本新株予約権の無償割当てが行われません。当該大量買付け者及びその関係者は、本新株予約権の割当てを受けても本新株予約権の行使は出来ませんので、大量買付け者及びその関係者は当社株式の保有割合が最大1/2程度まで希釈化されることが想定されます。

④ 本新株予約権の割当てに伴い当社株主の皆様にご必要とされる手続き

(イ) 所有株式の名義書換手続き

当社は、本規則に従って本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当てに係る割当基準日の2週間前にその旨の公告をいたします。本新株予約権は、割当基準日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主の皆様に対し割当てられます（但し、新株予約権証券は発行しない。）ので、当社株主の皆様は同日までに所有株式について自己の名義への書換手続きを完了しておく必要があります。名義書換手続きが完了いたしておりませんと、本新株予約権の割当てを受けることはできません。なお、株式会社証券保管振替機構（ほふり）へ預託を行っている株券につきましては、名義書換手続きは不要です。

(ロ) 本新株予約権の行使手続き

- (a) 当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された当社株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様が大量買付け者及びその関係者でないこと、大量買付け者及びその関係者のために行使しようとしているものでないことまたは大量買付け者及びその関係者による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付け応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による。）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類（以下「権利行使請求書類」という。）を送付いたします。
- (b) 当社は、権利行使請求書類の送付に併せて、金銭払込取扱場所並びに行使請求受付場所をご通知申し上げます。
- (c) 大量買付け者及びその関係者等を除く株主の皆様は、権利行使期間内に、金銭払込取扱場所で本新株予約権の行使価額相当の金銭（発行される当社普通株式1株につき1円）の払込み手続きを行っていただき、また権利行使請求書類を行使請求受付場所にご提出いただくことにより、本新株予約権1個につき当社普通株式1株の発行を受けることができます。
- (d) 当社取締役会では、大量買付け提案が撤回された場合等に無償で新株予約権を取得する場合や、新株予約権を取得し、対価として当社普通株式を交付する旨の決定をする場合があります。当社普通株式を交付する旨の決定をした場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受取ることとなります。なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、大量買付け者及びその関係者でないこと、大量買付け者及びその関係者のために行使しようとしているものでないことまたは大量買付け者及びその関係者による当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付け応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による書面をご提出いただく必要があります。
- (e) 上記の他、名義書換の方法、権利行使の方法、払込みの方法等の詳細につきましては、本新株予約権の割当てに関する決議が行われた後、当社株主の皆様に対して情報開示またはご通知申し上げますので、その内容をご確認下さい。

Ⅲ. 当社の基本方針の実現に資する取り組みに対する取締役会の判断及び判断理由

(1) 企業価値向上等のための施策

当社の中長期的な経営戦略は、当社業容を拡大し会員企業を増加させていくことによる当社の持続的成長の実現に必要不可欠であり、これら事業環境を維持するインフラ整備等のための健全で強固な財務体質の継続的維持も経営戦略上重要と考えられます。一方、コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の効率性・社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応可能な企業統治体制を構築するために重要であり、また、当社の最高意思決定機関である株主総会で信任された取締役の業務執行体制と同じく株主総会で選任された監査役による監査体制の役割・責任の明確化と両機能の強化も不可欠であります。これらが当社企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであるため、その結果として基本方針の実現に資する施策と考えられます。

以上により、当該取り組みは基本方針に沿い、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと認められます。

(2) 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みが基本方針に沿うものであることについて

当社の本規則による取り組みは、大量買付け提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保しています。具体的には、当社取締役会が必要かつ相当な検討期間内に当該大量買付け提案について慎重な調査を行った上で、当社株主の皆様が必要かつ十分な判断材料を提供し、また、他方で、大量買付け提案が行われた際に、その時点における当社取締役が自己の保身を図る等恣意的判断が入らないように、当社とは独立した第三者の外部専門家との協議や助言に基づいて誠実かつ慎重に検討する等、当社株主の皆様の意思を確認するための手続きや取締役会による対抗措置が発動される場合の手続き等があらかじめ明確化されています。

また本規則の有効期間は、①株主意思確認決議において新株予約権の無償割当ての実施が否決された後、大量買付け者等が当該株券等を議決権で過半数保有するに至った場合、②当社取締役会において本規則の廃止を決定した場合、または、③本規則の1年間の有効期間満了後、有効期間の延長が行なわれなかった場合に廃止される等、株主の皆様のご意思が反映されるよう規定されております。

以上により、不適切な者による支配を防止する取り組みが基本方針に沿うものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと認められます。

なお、本規則は、関係法令、大阪証券取引所の通達「敵対的買収防衛策の導入に際しての投資者保護上の留意点」(平成17年4月28日)及び規則「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(平成18年4月1日改正)かつ関連する判例の趣旨を十分反映して制定したものであります。

## 4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは、当社グループの事業活動を理解する上で重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下の記載はすべてのリスク要因を網羅するものではありませんので、この点ご留意ください。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(現在の事業内容に関するリスクについて)

### ① 株式会社東京商工リサーチへの依存度について

当社グループの事業において、企業情報のデータベースの質、量、継続利用性は当社グループの事業を継続する上で不可欠なものとなっております。当社グループは設立以来、当社株主でもある株式会社東京商工リサーチの有する企業データベースを利用しておりますが、当連結会計年度において当社グループの情報利用料全体に占める割合は92.2%であります。両社間の情報利用契約の期限は平成21年3月31日となっております、以後1年毎の自動継続契約となっております。当連結会計年度末現在、同社は当社株式の7.90%を保有し当社の筆頭株主となっており、今後も継続的に保有する意向であります。また、当社グループは、同社との間に今後も良好な関係を維持するための関係を構築しております。しかしながら、何らかの理由により当該情報利用契約が継続されない場合は、当社グループの事業の継続性に極めて重大な影響を及ぼす可能性があります。

### ② 単一事業への依存について

当社グループは、現在のところ、コンサルティングサービスの収益の割合が増加したものの、インターネットを利用した与信管理サービス事業（以下「ASPサービス」という。）が主な事業となっております。今後は、ASPサービスを核としつつ、業務提携や周辺ビジネスへの取り組み等を積極的に展開し、当該事業以外からの収益確保を目標に掲げております。コンサルティング売上が順調に増加しているものの、今後、業務提携や周辺ビジネスへの取り組みが成功するか否かということ是不明確であると言えます。

### ③ 顧客情報の流出の可能性及び影響について

当社グループでは、会員企業に係る情報及びその他企業情報等多くの機密情報を扱っており、情報の取扱いには細心の注意を払っております。情報の取扱いに係わる社内規程の整備、定期的な社員教育の実施、システムのセキュリティ強化、情報取扱い状況の内部監査等を推進するとともに、「ISO/IEC27001」（注）認証の取得等、会員企業の情報管理の強化に努めておりますが、万一、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等による情報の外部流出が発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(注) ISO/IEC27001

企業の情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）が、国際標準規格であるISO/IEC27001に準拠していることを認定する評価制度

### ④ システム障害について

当社グループでは、耐震性・防火性に優れた建物に機器等を設置し、24時間365日でのシステム稼動状況監視、電源及びシステムの二重化、外部からの不正侵入を検知する装置の導入、システムの大規模障害を想定した定期的な復旧テストの実施、システム運用規程の整備、システム運用に関する内部監査を行うとともに「ISO/IEC20000（ITサービスマネジメントシステム）」（注）認証取得等の対策を実施しております。しかしながら、当社グループの事業においてインターネットを利用することによる外部からの不正な手段による通信の妨害、基幹通信ネットワークの障害、ネットワーク・サーバー等の機器動作不良、プログラムの動作不良、自然災害等の不測の事態が生じた場合、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

(注) ISO/IEC20000（ITサービスマネジメントシステム）

ITを使用してサービスを提供する組織が、サービス品質及び顧客満足度向上のためにP・D・C・A（Plan・Do・Check・Act）サイクルを用いて継続的にサービス及びシステム運用を改善するための仕組み

#### (競合について)

当社グループは、インターネットを利用して、格付付与及び与信限度額の提供等の与信管理サービス事業を行っております。同様のサービスを行う企業は数社存在いたしますが、現時点は当社グループの事業領域において先行者メリットを十分に享受し優位性を確保していると認識しております。しかし、当該事業は参入障壁が低く、新規参入者は増加すると予想されるため、例えば大手の企業信用情報提供会社等、競合他社の出現による会員企業数の減少及び競争激化等による収益性悪化により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (サービスの陳腐化について)

インターネット関連技術及びそのビジネスモデルは変化が速いため、インターネットを積極的に利用している事業者は一定水準のサービスの提供を維持するためには、技術革新及びビジネスモデルの変化に積極的かつ柔軟に対応していく努力が必要であり、主として「RM2 Navi System」の機能追加及びセキュリティ強化のためのハードウェア増設に年間350,000千円を計画しております。このように、当社グループは今後も不断な経営努力を行っていく方針ですが、新サービス導入または既存サービス強化のために必要な新しい技術及びビジネスモデルを何らかの理由で適時かつ効果的に採用・応用できない可能性があります。また、新しいインターネット関連技術及びビジネスモデルの変化への対応には、相当の時間と費用が必要となる可能性があります。そのような状況が現出した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (新規事業に伴うリスクについて)

現在、当社グループは、これまでの与信管理サービス事業から得たノウハウを活用し、新規事業を展開していく方針であります。しかしながら、当社グループとしては、未経験分野もあり、不確定要素があることも否めません。これらの新規事業展開、業務提携に何らかの支障が発生する場合、あるいは予想以上の投資コストが必要となる場合等、現状では予測し得ない事態が発生する可能性は否定できず、かかる事態が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (知的財産権について)

当社グループはこれまで、著作権法を含めた知的財産権に関して他社の知的財産権を侵害したとして、損害賠償や使用差止の請求を受けたことはありません。当社グループでは知的財産権の侵害を行っていないものと認識しておりますが、当社グループの事業分野における知的財産権の現況を完全に把握することは困難であり、当社グループが把握できていないところで他社が特許権等を保有している可能性は否めません。また、今後当社グループの事業分野における第三者の特許権が新たに成立し、損害賠償または使用差止等の請求を受ける可能性はあり、その場合当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (その他)

##### ① 新株予約権（ストックオプション）の付与について

当社では、社員の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を獲得する目的で新株予約権を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式総数は2,148株であり、これらの新株予約権が全て行使された場合、発行済株式総数の5.2%にあたります。今後も将来にわたって当社の成長に大きな貢献が期待できる社員には、新株予約権の付与を行っていく方針であります。付与された新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらす、当社株価形成へ影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 新株予約権（第三者割当て）について

新株予約権（第三者割当て）につきましては、積極的な事業投資、設備投資資金の調達的手段ではありますが、その行使において、投資家の保有株式の価値を希薄化する要因になります。

##### ③ 配当政策について

当社は、IT業界特有の急激な技術革新とスピードに迅速かつ柔軟に対応すべく、設立以来、将来の設備投資に備え、内部留保の充実を最優先課題として取り組んでおります。今後しばらくは、内部留保の充実を優先した配当政策を継続していく予定ですが、同時に、株主に対する利益還元も重要な課題であるとの認識にたち、財政状態や経営成績とのバランスを考慮しつつ、できるだけ早期に、利益に応じた配当の実施を目指す所存です。

④ 人材について

当社は、当連結会計年度末現在において取締役4名（うち非常勤1名）、監査役3名（うち非常勤2名）及び従業員が連結で62名、個別で56名と小規模であり、内部管理体制もこの規模に応じたものになっております。今後、事業拡大に伴い、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員の育成に取り組み、人員の増強を進め、内部管理体制の一層の拡充をはかる方針であります。しかしながら、優秀な人材をタイムリーに獲得することは容易ではなく、必要な人材を採用できない、あるいは採用が遅れた場合は、適切かつ十分な組織対応ができず、効率的な事業運営に支障をきたす可能性があります。また、各部署において相当数の社員が、短期間のうちに退職した場合も、事業運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 訴訟について

当社グループの情報販売（格付情報）は「企業の格付けをする」という観点から、その格付情報を不服として、格付対象企業より訴訟を起こされる可能性があります。当社グループのサービス利用においては、会員企業との間に守秘義務契約があり、第三者からの格付情報を不服とする訴訟については、契約上起こる可能性は少ないと考えますが、訴訟という事態になり係争が長期化する場合には、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
提出会社	株式会社東京商工リサーチ	TSR企業情報利用基本契約書	TSR企業情報の取扱いに関する基本契約	平成12年12月1日から平成21年3月31日まで（以降、1年ごと自動更新）

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

#### ① 売上高の分析

当連結会計年度の売上高は1,364,085千円（前年同期比130.2%）となりました。

主力のASPサービスにつきましては、ライト会員向け売上高が197,178千円（前年同期比121.8%）、レギュラー会員向け売上高が792,620千円（前年同期比119.5%）、合計989,798千円（前年同期比120.0%）となりました。これは主に、会員数が3,584会員（前年同期比122.9%）と順調に増加したことによるものであります。また、一会員当たりの利用単価が高く、売上高の増加が見込めるレギュラー会員の獲得に注力し1,575会員（前年同期比144.4%）となり、今後の売上高の増加に寄与する見込みであります。

コンサルティングサービスにつきましては、ポートフォリオサービス及びマーケティングサービスの売上高が153,501千円（前年同期比84.9%）、デジタルデータ化サービスを含むその他の売上高が220,785千円（前年同期比525.2%）、合計374,287千円（前年同期比167.9%）となりました。これは主に、平成17年12月設立の連結子会社リスモン・マッスル・データ株式会社のデジタルデータ化サービス等BPO事業が本稼動し、売上高の増加に大きく貢献したことによるものであります。

#### ② 収益の分析

会員数が順調に推移したことに伴い売上高が増加いたしました。格付精度の向上等提供するサービスへの顧客満足度の向上のため原価部隊の人員を増加したこと、デジタルデータ化サービス等BPO事業の売上高増加に伴う外注費の増加等により、売上総利益は947,737千円、対売上比69.5%（前年同期比5.9ポイント減）となりました。

営業利益につきましては、業容拡大及び内部管理体制強化に伴う費用増加があったものの、低コスト構造の維持に努めた結果、販売費及び一般管理費が739,541千円と前年同期比120.0%にとどまり、営業利益は208,195千円、対売上比15.3%（前年同期比1.3ポイント減）となりました。

経常利益につきましては、平成18年9月末に資本参加し、持分法適用関連会社となったサイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社のリストラ損失による持分損失負担等があったため、経常利益は196,388千円、対売上比14.4%（前年同期比1.4ポイント減）となりました。

また、税金等調整前当期純利益が順調に推移したことに伴い税金費用が93,687千円と前年同期比162.6%となり、当期純利益は98,627千円、対売上比7.2%（前年同期比3.1ポイント減）となりました。

### (2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、3,111,290千円（前年同期比105.7%）となりました。

流動資産につきましては、前連結会計年度において新株予約権（第三者割当て）の行使による新株の発行に伴って調達した資金を、「RM2 Navi System」等のシステム増強や将来的な事業拡大に繋がる資本提携等に投資した結果、現金及び預金が減少したこと等により、2,054,911千円（前年同期比87.6%）となりました。

固定資産につきましては、上述の将来的な収益基盤作りの先行投資としてサービスシステムの増強の他、システム協力会社であるテクマトリックス株式会社や持分法適用関連会社となったサイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社、事業戦略及びサービス戦略の取り組みとして日本震災パートナーズ株式会社及び株式会社ジントックの株式を取得したこと等により1,056,379千円（前年同期比176.7%）となりました。

流動負債につきましては、増益に伴い未払法人税等が増加したこと等により、210,122千円（前年同期比128.1%）となりました。

また、当期純利益を98,627千円計上したこと等により純資産は2,901,167千円となり、自己資本比率は92.6%となりました。



### (3) 今後の戦略

今後の見通しにつきましては、企業収益の好調を背景とした民間設備投資の堅調な増加や雇用環境の改善、個人消費の持ち直し等、着実な回復が予想されるなか、景気への影響を及ぼす不確定要素があるものの、当面景気回復が続くものと予想されます。また、当社グループを取り巻く経済環境は、前年度に引続き、お客様のサービス選別はますます厳しくなることが考えられます。

こうした状況下、当社グループは、与信管理サービス事業を核としつつ、ASPサービスの拡充、周辺ビジネスに関するBPO事業への取り組み等を積極的に展開し、法人会員数を増加させてまいります。また、具現化を促進する手段として、業務提携、資本参加も検討し進めてまいります。

#### ① ASPサービスの拡充

会員データベースをより整備、強化した上で、当社IT運用技術を活かして、与信管理サービスだけでなく、営業支援系サービス、人事関連サービス等も展開し、ASPサービスを拡充してまいります。

#### ② BPO事業への取り組み

与信管理サービスをコア事業と位置付けつつ、コア事業の拡大に資する周辺ビジネスや相乗効果が期待できるBPO事業、新規ビジネス等に積極的に取り組んでまいります。

#### ③ システム等のインフラの強化

当社は、独自に開発したシステム「RM2 Navi System」により、特徴的なサービスを提供することが可能となっております。機能強化とともに処理能力の増強、情報セキュリティレベルの向上に努めてまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は、307,877千円であります。その主な内容は、機能的で利便性の高いサービスの提供、安定的なシステムの構築、販売競争の激化への対応及び顧客サービスの充実を図ることを目的とした機能追加のためのソフトウェアの開発265,078千円及びシステムサーバー等の増設35,569千円であります。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

平成19年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物	器具備品	ソフトウェア	その他	合計	
本社 (東京都千代田区)	統括業務施設	14,795	68,144	366,282	108,498	557,719	47 (10)
大阪支社 (大阪府中央区)	業務施設	1,689	2,904	—	—	4,594	7 (—)
名古屋営業所 (名古屋市中村区)	業務施設	1,044	440	—	—	1,484	2 (—)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定であります。

3. 本社建物は賃借しており、年間賃借料は42,198千円であります。

4. 大阪支社は賃借しており、年間賃借料は5,527千円であります。

5. 名古屋営業所は賃借しており、年間賃借料は4,367千円であります。

6. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、（ ）は外数で臨時雇用者の年間の平均人数であります。

##### (2) 国内子会社

重要な設備はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度における当社グループの設備投資の計画は以下のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	本社 (東京都千代田区)	「RM2 Navi System」セキュリティ運用強化	250,000	125,000	自己資金	平成18年 4月	平成20年 3月	—
提出会社	本社 (東京都千代田区)	「RM2 Navi System」の増強	250,000	125,000	自己資金	平成18年 4月	平成20年 3月	—
提出会社	本社 (東京都千代田区)	「RM2 Navi System」機能追加	150,000	—	自己資金	平成19年 4月	平成20年 3月	—

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力についての記載は困難なため、省略しております。

##### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	152,316
計	152,316

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月28日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	41,200	41,200	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	—
計	41,200	41,200	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

① 平成16年6月29日定時株主総会決議

区分	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	422	418	56	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,266 (注) 1、3、8	1,254 (注) 1、3、8	168 (注) 1、3、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	53,334 (注) 4、8	同左	53,334 (注) 4、8	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月2日 至 平成26年6月29日 (注) 2	同左	自 平成18年7月2日 至 平成26年6月29日 (注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 53,334 資本組入額 26,667 (注) 8	同左	発行価格 53,334 資本組入額 26,667 (注) 8	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5、6	同左	(注) 5、6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左	(注) 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	—	—	—	—

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 新株予約権の行使期間は、取締役会による新株予約権の発行決議において、平成16年6月29日定時株主総会で決議された権利行使期間の範囲内で定めております。

3. 当社が新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権の目的たる株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 当社が新株予約権発行後、株式の分割または併合を行う場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う時は、行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{1株当たり払込金額または処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権行使期間内であっても、当社株式が証券取引所へ上場されていない、もしくは、店頭市場に公開されていない場合、新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 権利行使期間別の行使可能株数を以下のとおりとする。  
新株予約権の割当てを受けた者は、割当てられた新株予約権を次の各号の期間の区分に従い、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利を行使することができる本新株予約権に係る株式数が1株の整数倍でない時には、1株式の整数倍に切り上げた数とする。
  - 1) 起算日から1年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の1に達するまで権利行使をすることができる。
  - 2) 起算日から2年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の2に達するまで権利行使をすることができる。
  - 3) 起算日から2年を経過した日の翌日から、平成26年6月29日までは権利を割当てられた株式数のすべてについて権利を行使することができる。  
(注1) 前項において「起算日」とは、平成18年7月2日もしくは、当社株式が証券取引所へ上場または店頭市場に公開した日の何れか遅い日とする。  
(注2) 権利付与日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株式数の判定を行う。
- ④ 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ⑤ 割当てを受けた者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ⑥ 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ⑦ その他権利行使の条件については、定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

#### 6. 新株予約権の消却事由及び条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、または、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書承認の議案（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）並びに株式移転の議案が株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

#### 7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要する。

8. 平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 平成17年6月29日定時株主総会決議

区分	第3回新株予約権		第4回新株予約権		第5回新株予約権	
	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数 (個)	199	177	3	2	36	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—	—	—	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左	普通株式	同左	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	597 (注) 1、3、8	531 (注) 1、3、8	9 (注) 3、8	6 (注) 1、3、8	108 (注) 1、3、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	495,091 (注) 4、8	同左	471,100 (注) 4、8	同左	374,278 (注) 4、8	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年7月1日 至平成27年6月29日 (注) 2	同左	自平成19年7月1日 至平成27年6月29日 (注) 2	同左	自平成19年7月1日 至平成27年6月29日 (注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 495,091 資本組入額 247,546 (注) 8	同左	発行価格 471,100 資本組入額 235,550 (注) 8	同左	発行価格 374,278 資本組入額 187,139 (注) 8	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5、6	同左	(注) 5、6	同左	(注) 5、6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 7	同左	(注) 7	同左	(注) 7	同左
代用払込みに関する事項	—	—	—	—	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 新株予約権の行使期間は、取締役会による新株予約権の発行決議において、平成17年6月29日定時株主総会で決議された権利行使期間の範囲内で定めております。
3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。

4. 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、行使価額は分割または併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う時は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \frac{\text{新規発行または処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}} \times \text{1株当たり払込金額または処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権行使期間内であっても、当社株式が証券取引所へ上場されていない場合、新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 権利行使期間別の行使可能株数を以下のとおりとする。  
新株予約権の割当てを受けた者は、割当てられた新株予約権を次の各号の期間の区分に従い、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、権利を行使することができる本新株予約権に係る株式数が1株の整数倍でない時には、1株式の整数倍に切り上げた数とする。
  - 1) 起算日から1年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の1に達するまで権利行使をすることができる。
  - 2) 起算日から2年を経過した日までは、権利を割当てられた株式数の3分の2に達するまで権利行使をすることができる。
  - 3) 起算日から2年を経過した日の翌日から、平成27年6月29日までは権利を割当てられた株式数のすべてについて権利を行使することができる。  
(注1) 前項において「起算日」とは、平成19年7月1日とする。  
(注2) 権利付与日以降、未行使の新株予約権の目的たる株式の数の調整が行われた場合は、調整後の株式数により行使可能株式数の判定を行う。
- ④ 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ⑤ 割当てを受けた者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ⑥ 新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ⑦ 新株予約権行使日の前日の大阪証券取引所における当社普通株式の終値が1株当たり払込価格の1.3倍以上であることを要する。
- ⑧ その他の条件については、株主総会決議に基づく取締役会決議及び新株予約権の割当てを受けた者と当社の間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

#### 6. 新株予約権の消却事由及び消却条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、または、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書承認の議案（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）並びに株式移転の議案が株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で消却することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

#### 7. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。

8. 平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③ 平成17年12月8日取締役会決議

(ア) 第1回新株予約権（第三者割当て）

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2、3、4	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年12月27日 至 平成19年12月21日 (注) 5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注) 6	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 7、8	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 9	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行したまたはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を「発行・移転」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に10,000,000円を乗じ、これを行使価額（以下に定義する。）で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる。各本新株予約権の目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当該株式数を行使請求に係る本新株予約権の数で除した数とする。

2. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

- ① 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を発行・移転する場合における株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初380,667円とする。

3. 行使価額の修正

平成18年1月5日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が口座に入金された日に発生する。（以下「修正日」という。））の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が190,334円（以下「下限行使価額」という。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。また、下限行使価額は、第4項の規定を準用して調整される。上記3連続取引日の間に第4項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

4. 行使価額の調整

- ① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$



- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 1) 本項第④号2)に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社の普通株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換または合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日以降またはかかる発行もしくは処分のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - 2) 株式分割により普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。  
なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。  

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
この場合、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
  - 3) 本項第④号2)に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行または付与する場合  
調整後の行使価額は、発行または付与される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で行使され、または当初の転換価額で転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、または、その証券の発行もしくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
  - ③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
  - ④ 1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。
  - ⑤ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
1) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
2) その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - ⑥ 本項第②号の規定にかかわらず、本項第②号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に定める行使価額の修正日と一致する場合には、本項第②号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

- ⑦ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第②号2) ただし書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、本項第⑥号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
5. 平成17年12月27日から平成19年12月21日（第8項に基づく「新株予約権の消却事由及び消却の条件」の各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日）までとする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、第1項に基づく「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は、本項第①号記載の本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
7. 新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
8. 新株予約権の消却事由及び消却の条件
- ① 当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、商法第280条ノ36の規定に従って通知し、且つ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権1個当たり37,500円の価額で、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- ② 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、商法第280条ノ36の規定に従って通知し、且つ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権1個当たり37,500円の価額で、残存する本新株予約権の全部を消却する。
9. 新株予約権の譲渡に関する事項  
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

なお、上記根拠条文等については、当初の契約書のとおりに記載しております。

## (イ) 第2回新株予約権 (第三者割当て)

区分	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数 (個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	(注) 2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年12月27日 至 平成19年12月21日 (注) 4	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	(注) 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 6、7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転 (以下当社普通株式の発行または移転を「発行・移転」という。) する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に10,000,000円を乗じ、これを行使価額 (以下に定義する。) で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる。各本新株予約権の目的である株式の数 (以下「割当株式数」という。) は、当該株式数を行使請求に係る本新株予約権の数で除した数とする。

## 2. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

- ① 各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- ② 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を発行・移転する場合における株式1株当たりの払込金額 (以下「行使価額」という。) は、当初571,000円とする。

## 3. 行使価額の調整

- ① 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第②号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの発行・処分価額}} \times \text{時価}}$$

- ② 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- 1) 本項第④号2) に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社の普通株式を処分する場合 (ただし、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換または合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。) 調整後の行使価額は、払込期日以降またはかかる発行もしくは処分のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

2) 株式分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行・移転された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株の100分の1未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3) 本項第④号2) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行または付与する場合

調整後の行使価額は、発行または付与される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の行使価額で行使され、または当初の転換価額で転換され、当社の普通株式が新たに発行されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、または、その証券の発行もしくは付与のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- ④ 1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

⑤ 本項第②号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- 1) 株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割、商法第374条ノ16に定められた吸収分割、株式交換または合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
2) その他当社の普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
3) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑥ 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、本項第②号2) ただし書に示される株式分割の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 平成17年12月27日から平成19年12月21日（第7項に基づく「新株予約権の消却事由及び消却の条件」の各号に従って本新株予約権の全部または一部が消却される場合には、消却される本新株予約権については、消却のための通知がなされた日）までとする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、第1項に基づく「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の資本組入額  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の資本組入額は、本項第①号記載の本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

6. 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

7. 新株予約権の消却事由及び消却の条件

- ① 当社は、本新株予約権の消却が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の発行日の翌日以降、商法第280条ノ36の規定に従って通知し、且つ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権1個当たり5,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部または一部を消却することができる。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- ② 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合、商法第280条ノ36の規定に従って通知し、且つ（本新株予約権証券が発行されている場合は）公告したうえで、当該消却日に、本新株予約権1個当たり5,000円の価額で、残存する本新株予約権の全部を消却する。

8. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

なお、上記根拠条文等については、当初の契約書のとおりに記載しております。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成14年6月19日 (注1)	2,400	10,693	150,000	550,362	150,000	202,612
平成15年3月28日 (注2)	—	10,693	△350,000	200,362	—	202,612
平成17年3月22日 (注3)	2,000	12,693	382,500	582,862	629,500	832,112
平成17年8月1日 (注4)	—	12,693	—	582,862	△686,396	145,715
平成17年11月18日 (注5)	25,386	38,079	—	582,862	—	145,715
平成17年12月28日 ～ 平成18年1月17日 (注6)	2,428	40,507	501,205	1,084,067	501,203	646,918
平成18年4月1日 ～ 平成19年3月31日 (注7)	693	41,200	18,480	1,102,548	18,480	665,399

(注) 1. 有償・第三者割当

発行価格 125,000円  
資本組入額 62,500円  
割当先 アイ・ティー・エックス株式会社(800株)、日商岩井株式会社(800株)  
新規事業投資株式会社(240株)、大和銀企業投資投資事業有限責任組合(240株)  
エムエイチシーシー第一号投資事業有限責任組合(160株)、  
株式会社U F J キャピタル(160株)

2. 無償・減資

財務体質の改善を図るために、平成15年3月28日に資本金の額550,362千円を350,000千円減少して、  
200,362千円といたしました。

3. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 550,000円  
引受価額 506,000円  
発行価額 382,500円  
資本組入額 191,250円  
払込金総額 1,012,000千円

4. 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。

5. 平成17年11月18日付をもって普通株式1株につき3株の割合で株式分割したことによるものであります。

6. 新株予約権(第三者割当て)の行使によるものであります。

7. ストックオプションの行使によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	10	17	59	12	3	3,356	3,457	—
所有株式数(株)	—	7,122	2,454	15,602	571	12	15,439	41,200	—
所有株式数の割合(%)	—	17.29	5.96	37.87	1.38	0.03	37.47	100.00	—

## (6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社東京商工リサーチ	東京都港区新橋1-9-6	3,255	7.90
N I Sグループ株式会社	東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー15階	2,500	6.06
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1-8-11	2,500	6.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	2,367	5.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,664	4.03
N I S証券株式会社	東京都新宿区西新宿1-6-1	1,414	3.43
双日株式会社	東京都港区赤坂6-1-20	1,216	2.95
株式会社エヌアイデイ	千葉県香取市玉造3-1-5	1,200	2.91
りそなキャピタル株式会社	東京都中央区京橋1-3-1	1,050	2.54
大和生命保険株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-7	1,036	2.51
計	—	18,202	44.17

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の持株数は、すべて信託業務に係るものであります。

2. 前事業年度末現在主要株主でなかったN I S証券株式会社は、平成18年6月30日に主要株主となりましたが、平成18年8月28日に主要株主でなくなりました。

3. 前事業年度末現在主要株主であった双日株式会社は、平成18年6月30日に主要株主でなくなりました。

4. 第一勧業アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である富士投信投資顧問株式会社より、平成19年2月1日付の大量保有(変更)報告書の写しの送付があり、平成19年1月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、大量保有(変更)報告書の内容は、以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
第一勧業アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区有楽町1-7-1	4,151	10.08
富士投信投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋小舟町8-1	705	1.71



## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 41,200	41,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	41,200	—	—
総株主の議決権	—	41,200	—

## ② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

## ① 平成16年6月29日定時株主総会決議 (平成16年10月20日取締役会決議)

当該制度は、旧商法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員 (新株予約権発行日までに入社する者を含む。) に対し、新株予約権を発行することを平成16年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年10月20日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役4名、当社監査役1名、当社従業員18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数 (株)	650 (注)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより株式の数は1,950株に調整されております。

② 平成16年6月29日定時株主総会決議（平成16年12月9日取締役会決議）

当該制度は、旧商法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員（新株予約権発行日までに入社する者を含む。）に対し、新株予約権を発行することを平成16年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成16年12月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	89（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより株式の数は267株に調整されております。

③ 平成17年6月29日定時株主総会決議（平成17年7月20日取締役会決議）

当該制度は、旧商法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員（新株予約権発行日までに入社する者を含む。）に対し、新株予約権を発行することを平成17年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年7月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役3名、当社監査役2名、当社従業員37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	204（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより株式の数は612株に調整されております。

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議（平成17年8月10日取締役会決議）

当該制度は、旧商法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員（新株予約権発行日までに入社する者を含む。）に対し、新株予約権を発行することを平成17年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成17年8月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	3（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより株式の数は9株に調整されております。

⑤ 平成17年6月29日定時株主総会決議（平成18年4月18日取締役会決議）

当該制度は、旧商法に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員（新株予約権発行日までに入社する者を含む。）に対し、新株予約権を発行することを平成17年6月29日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成18年4月18日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	38（注）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）平成17年8月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月18日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより株式の数は114株に調整されております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、IT業界特有の急激な技術革新とスピードに迅速かつ柔軟に対応すべく、設立以来、将来の設備投資に備え、内部留保の充実を最優先課題として取り組んでおります。今後しばらくは、内部留保の充実を優先した配当政策を継続していく予定ですが、同時に、株主に対する利益還元も重要な課題であるとの認識にたち、財政状態や経営成績とのバランスを考慮しつつ、できるだけ早期に配当政策を検討し、利益に応じた配当の実施を目指す所存です。

## 4【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高(円)	—	—	2,930,000	2,410,000 □ 549,000	369,000
最低(円)	—	—	2,090,000	904,000 □ 272,000	100,000

(注) 1. 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

なお、平成17年3月23日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. □印は、株式分割権利落後の株価を示しております。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	11月	12月	平成19年1月	2月	3月
最高(円)	148,000	128,000	131,000	158,000	179,000	146,000
最低(円)	100,000	101,000	112,000	111,000	135,000	121,000

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレスにおけるものであります。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長		杉山 和彦	昭和22年7月20日生	昭和45年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 平成12年9月 当社設立、代表取締役社長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）	(注) 4	278
代表取締役社長		菅野 健一	昭和44年5月16日生	平成5年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 平成12年9月 当社設立、取締役 平成16年2月 当社専務取締役ソリューション営業部長兼ビジネス推進部管掌兼大阪支社管掌 平成16年6月 当社代表取締役社長（現任）	(注) 4	104
専務取締役	管理ソリューション部長兼データ工場管掌兼経営企画担当兼内部監査担当	藤本 太一	昭和46年5月8日生	平成7年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 平成12年9月 当社設立、取締役 平成16年2月 当社常務取締役管理ソリューション部長兼データ工場管掌兼経営企画担当兼内部監査担当 平成16年6月 当社専務取締役管理ソリューション部長兼データ工場管掌兼経営企画担当兼内部監査担当（現任） 平成17年12月 リスモン・マッスル・データ株式会社取締役 平成18年6月 サイバックス株式会社取締役（現任） 平成18年9月 サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社取締役（現任） 平成19年3月 リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役社長（現任）	(注) 4	80
取締役		飯田 茂	昭和17年3月10日生	昭和40年4月 大日本インキ化学工業株式会社入社 平成9年7月 同社インキ企画本部長 平成10年10月 同社タック事業部長 平成13年6月 同社取締役タック事業部長 平成14年4月 同社取締役包装資材事業部門長 平成15年6月 同社常務取締役包装資材事業部門長 平成16年4月 同社常務取締役機能製品事業部門長 平成17年6月 同社顧問 平成18年6月 同社退社 平成19年6月 当社取締役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		細川 喜央	昭和16年5月7日生	昭和40年4月 中井株式会社(現 株式会社日本紙パルプ商事) 入社 昭和43年4月 日商株式会社(現 双日株式会社) 入社 平成7年6月 サンロック総合開発株式会社代表取締役専務 平成14年6月 エヌアイパーソナル株式会社(現 ニスコム株式会社) 顧問 平成15年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	—
監査役		花井 正志	昭和29年2月19日生	昭和52年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社) 入社 平成16年1月 当社監査役(現任) 平成16年4月 双日株式会社法務部長(現任)	(注) 5	—
監査役		榊原 一久	昭和40年12月21日生	平成5年10月 司法試験合格 平成8年3月 司法修習終了 平成8年4月 弁護士登録 東京弁護士会 後藤・日浅法律事務所 勤務 平成14年10月 後藤総合法律事務所 パートナー(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	(注) 3	—
計						462

- (注) 1. 取締役飯田茂は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 監査役細川喜央、花井正志及び榊原一久は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 平成17年6月29日開催の定時株主総会終結の時から4年間  
4. 平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時から2年間  
5. 平成19年6月28日開催の定時株主総会終結の時から4年間  
6. 当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
寺部 達朗	昭和47年3月15日生	平成6年11月 会計士補登録 平成7年3月 一橋大学経済学部卒業 平成7年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社) 入社 平成12年3月 イービストレード株式会社設立、執行役員(出向) 平成15年10月 同社、執行役員 兼 シェアードサービス部管掌(転籍) 平成16年8月 R B M J株式会社設立、代表取締役(現任)	—

7. 当社では、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
執行役員 大阪支社長 兼 大阪営業部長	青井 貴之

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「顧客を大切にし共に繁栄しよう」との企業理念のもと、直接の顧客はもとより株主をはじめとする利害関係者の方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制を構築していきたいと考えております。さらに、株主をはじめとする利害関係者の方々に対する経営情報の適時開示（タイムリー・ディスクロージャー）を通じて、より透明性のある経営を行っていく所存であります。

### (2) 会社の機関の内容

当社は、監査役制度採用会社でありコーポレート・ガバナンスの充実のために、株主総会の充実、取締役会や監査役会の一層の機能強化を図るとともに、積極的かつ継続的なディスクロージャー活動・IR活動に取り組んでおります。

#### ① 株主総会

株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する貴重な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。したがって、積極的なIR活動とタイムリー・ディスクロージャー精神のもと、株主の権利行使に適した環境を構築することを目的に、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法につきましては工夫を重ねていく所存です。

#### ② 取締役・取締役会

取締役会は、提出日現在、取締役4名で構成されており、原則として毎月1回開催し、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、重要事項は全て付議され、業績の進捗についても討議し、対策等を迅速に行っております。また、意思決定機関である取締役会に対して、審議機関として常勤取締役及び部長等で構成される「経営会議」を毎月1回、必要に応じて月2回開催しており、各事業部の状況や利益計画の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

#### ③ 監査役・監査役会

当社は監査役制度を採用しており、提出日現在、常勤の監査役1名と非常勤の監査役2名（監査役3名は社外監査役）で構成され、定期的に監査役会を実施しております。

監査役は、取締役会はもとよりその他重要会議には出席し、取締役の業務執行についての監査を行う他、重要な決裁書類の閲覧、会計監査人及び内部監査担当者と3ヶ月に1回情報・意見交換を行う等連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

また、監査役員の員数が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役を選任いたしました。補欠監査役寺部達朗は、社外監査役の要件を満たしております。

#### ④ 内部監査

当社では独立した内部監査室を設置しておりませんが、社長の命を受け、自己監査にならないよう担当もしくは管掌を行っていない役員1名及び執行役員1名が相互に担当しております。監査役会及び会計監査人とも積極的に連携し、会社の業務活動が適正・効率的に行われているかという観点から監査を行っております。

#### ⑤ 会計監査人・弁護士等その他第三者の状況

当社は、城東監査法人及びあずさ監査法人と会社法及び証券取引法に基づく監査について共同監査契約を締結し、監査を受けております。当事業年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、あずさ監査法人に所属する鳥居明氏及び城東監査法人に所属する竹森順一氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士1名、会計士補8名、その他2名であります。

当社と会計監査人は、期中においても随時、月次決算等について意見交換をしております。

法律上の判断が必要な際には、随時顧問弁護士に確認をし、ステークホルダーとの間の協力体制の確保や、競争原理を踏まえた適切な緊張関係に努めております。

また、当社は、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会の決議をもって、業容拡大に伴いあずさ監査法人を会計監査人として増員しております。城東監査法人は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会の終結の時をもって任期満了を機に退任いたしました。

### (3) 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制を整備し、健全な業務執行のために平成18年5月19日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当該方針の内容は次のとおりであります。

#### ① 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「リスクモンスター企業理念」を定め、具体的な行動指針として「リスクモンスター行動基準」を定めている。

##### リスクモンスターの企業理念

- (1) 顧客を大切にしてい共に繁栄しよう。
- (2) プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう。

##### リスクモンスターの行動基準

- (1) 挑戦なくして成長あらず
- (2) 和して同せず
- (3) 着眼大局、着手小局
- (4) 備えよ 常に

取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス委員会（委員長：取締役会長）を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社外の通報窓口、または社外の弁護士及び専門家を通じて会社に通報できる内部通報制度を設けるとともに、通報者に不利益がないことを確保するものとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役はその職務の執行に係る取締役会議事録並びに稟議決裁書、重要文書（電磁的記録を含む）等は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に関する社内規程において、法定の保存期間以上の保存期間並びに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する体制とする。

管理ソリューション部は、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類の管理、保存について指導を行うとともに必要な規程の整備を図るものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の目標達成を阻害するリスクを洗い出し、その発生可能性と影響度を評価し、それぞれについての社内規則ないし対応手順と主管部署を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。定められた社内規則や対応手順については、その実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する。

更に当社の事業上、重要となる情報セキュリティー及びシステムオペレーション、ITに係るリスク・マネジメント体制を構築するために、専務取締役を委員長としたIT戦略会議を設けリスクに対処する体制をとる。IT戦略会議では、リスク・マネジメントに関する目標・計画の策定、社内規程、是正措置、改善措置、事業継続計画等の承認を行う。また、同会議体は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、下部組織として、以下の委員会を設け個別のリスクに対応する。

##### サービス向上委員会

サービスマネジメント方針を定め、サービスレベルを継続的に改善させるために、サービスマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC20000（旧BS15000）を取得し、実践的活用により、オペレーションリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議及び経営会議に報告する。

##### セキュリティー向上委員会

情報セキュリティー基本方針に従い、これを周知徹底し、システム基盤強化や情報セキュリティー管理に関するマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC27001（旧ISMS、BS7799）を取得等、システムリスク及び情報漏えいのリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議及び経営会議に報告する。



④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを「組織分掌規程」、「組織および職務権限規程」等に明確に定め、効率化を図る。取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項は取締役会規程に明定し、毎月開催する他、その他の重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する委員会等を設置する。

また、執行役員制度を導入し、少人数の取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は取締役及び執行役員が取締役会の決議に基づいて役割分担し、経営会議にて、業務執行の方針の承認を受け、方針に基づいた業務運営を行う。

業務の運営については、年度計画、中期経営計画を策定し、全体的な目標設定と部門別目標を設定し、その目標設定に向け具体策を決定し、実行する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社における業務の適正を確保するために、グループ行動基準を定め、コンプライアンス体制の構築に努める。子会社等の関係会社管理として、関係会社管理規程を作成し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。さらに、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、グループ会社の業務プロセスの整備を行う。

⑥ 監査役の職務を補助する使用人、並びに、その取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命し、同使用人は監査役の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価には監査役の意見を参考にするものとし、人事異動には監査役会の同意を要するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または、そのおそれのあるとき、直ちにこれを監査役に報告する。また前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や各種委員会に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

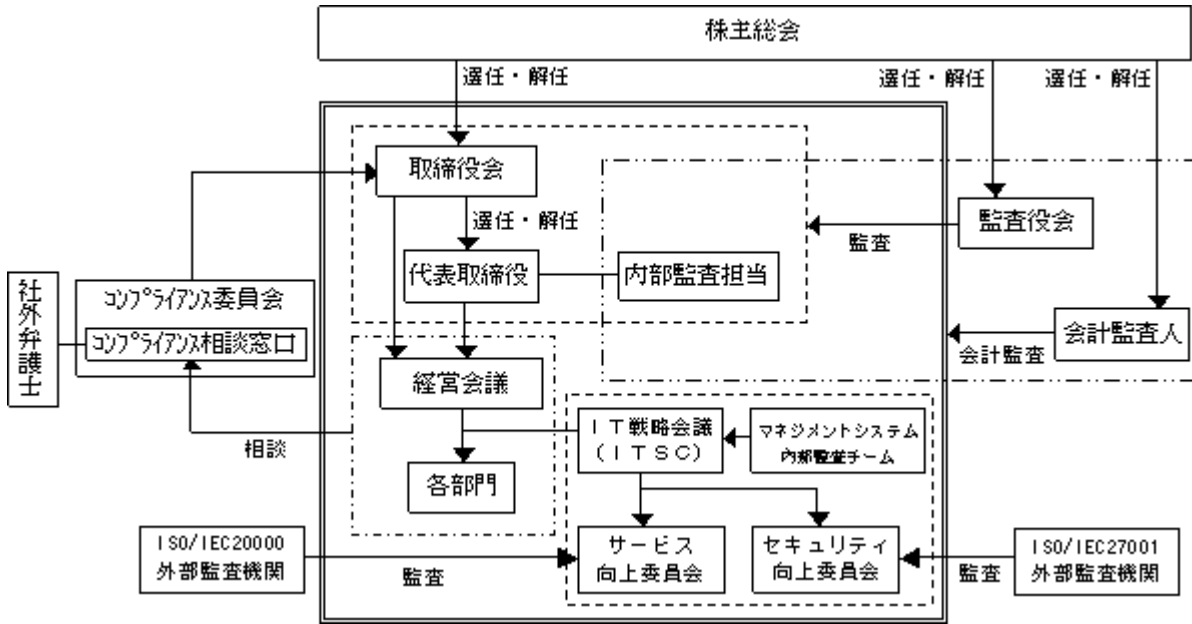
監査役は、会計監査人、内部監査担当、グループの監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査役会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役会及び使用人並びに会計監査人等に対して報告を求めることができることとしている。また、代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(4) リスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会長を議長とした「コンプライアンス委員会」を設置、また「コンプライアンス規程」を制定し、全従業員へ法規遵守等の意識の浸透を図っており、内部統制の強化に努めております。さらに、従業員が職制を超えて相談できる「コンプライアンス窓口」の運営を行っております。また、必要に応じて弁護士等の専門家から経営判断においてアドバイスを受ける体制をとっております。

リスク管理体制といたしましては、I SMS適合性評価制度及びISO/IEC20000の認証を取得しており、専務取締役を議長とし、取締役及び部長により構成されるIT戦略会議（ITSC）を中心に、リスクマネジメントシステムに関する目標・計画の策定、社内規程、是正措置、改善措置、事業継続計画等の承認を行っております。また、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、下部組織としてサービス向上委員会及びセキュリティ向上委員会を設け、個別のリスクに対応できるよう危機管理体制の整備及び強化に努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、下図のとおりであります。



(5) 会社と社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

双日株式会社は前事業年度末現在、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社となっておりますが、平成18年6月30日付で同社保有の当社株式を売却し、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しなくなりました。社外監査役花井正志は同社の法務部長であります。当社が招聘したものであり、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されているものと認識しております。また、同社代表取締役専務執行役員である藤島安之は、平成19年6月28日開催の当社定時株主総会の終結の時をもって任期満了により当社の社外取締役を退任いたしました。

社外取締役飯田茂と当社との取引等の利害関係はありません。

社外監査役細川喜央、榊原一久及び補欠監査役寺部達朗と当社との取引等の利害関係はありません。

(6) 役員報酬及び監査報酬

当事業年度における当社取締役及び監査役に対する役員報酬、並びに会計監査人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

取締役及び監査役に対する役員報酬

区分	支給人員 (名)	支給額 (千円)
取締役	3	54,360
(うち社外取締役)	(1)	( )
監査役	2	7,200
(うち社外監査役)	(2)	(7,200)
合計	5	61,560

(注) 1. 株主総会の決議による取締役年間報酬限度額は120,000千円、監査役年間報酬限度額は36,000千円であります。(平成16年6月29日定時株主総会決議)

2. 当事業年度末現在の取締役の人数は4名、監査役の人数は3名であります。そのうち社外取締役1名及び社外監査役1名に対しては、報酬を支払っておりません。

会計監査人に対する監査報酬

区分	城東監査法人	あずさ監査法人
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 (千円)	6,000	9,000

(注) 上記以外の報酬はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役と締結している個別の責任限定契約はございませんが、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規定の内容は次のとおりであります。

(社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(8) 取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨定款に定めております。

(9) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等によって自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。これは、機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

② 中間配当の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨定款で定めております。これは、株主へ機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

③ 取締役の責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

④ 監査役責任免除の決定機関

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款で定めております。これは、監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）の財務諸表については城東監査法人により監査を受け、当連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、城東監査法人及びあずさ監査法人により監査を受けております。

# 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

### ① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I 流動資産						
1. 現金及び預金		1,929,413		1,787,708		
2. 売掛金		201,474		228,970		
3. 有価証券		141,201		3,812		
4. たな卸資産		2,169		2,601		
5. 繰延税金資産		22,689		7,476		
6. その他		48,019		24,570		
貸倒引当金		△203		△228		
流動資産合計		2,344,765	79.7	2,054,911	66.0	
II 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物		23,498		24,472		
減価償却累計額		△4,134	19,363	△6,943	17,529	
(2) 器具備品		147,539		160,196		
減価償却累計額		△74,231	73,307	△86,130	74,065	
(3) 建設仮勘定			—		7,190	
有形固定資産合計			92,670		98,784	3.2
2. 無形固定資産						
(1) ソフトウェア			326,502		371,563	
(2) その他			438		103,384	
無形固定資産合計			326,941		474,948	15.3
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券	※1		53,350		343,724	
(2) 繰延税金資産			688		15,181	
(3) その他			124,149		123,740	
投資その他の資産合計			178,187		482,646	15.5
固定資産合計			597,799		1,056,379	34.0
資産合計			2,942,565		3,111,290	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 未払金		112,660		80,993	
2. 未払法人税等		22,978		74,539	
3. その他		28,358		54,590	
流動負債合計		163,998	5.6	210,122	6.8
負債合計		163,998	5.6	210,122	6.8
(少数株主持分)					
少数株主持分		13,673	0.5	—	—
(資本の部)					
I 資本金	※2	1,084,067	36.8	—	—
II 資本剰余金		1,333,315	45.3	—	—
III 利益剰余金		347,509	11.8	—	—
資本合計		2,764,893	93.9	—	—
負債、少数株主持分及び 資本合計		2,942,565	100.0	—	—
(純資産の部)					
I 株主資本					
1. 資本金		—	—	1,102,548	35.4
2. 資本剰余金		—	—	1,351,796	43.5
3. 利益剰余金		—	—	446,136	14.3
株主資本合計		—	—	2,900,480	93.2
II 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差 額金		—	—	△18,538	△0.6
評価・換算差額等合計		—	—	△18,538	△0.6
III 新株予約権		—	—	4,250	0.1
IV 少数株主持分		—	—	14,975	0.5
純資産合計		—	—	2,901,167	93.2
負債純資産合計		—	—	3,111,290	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高	※1		1,048,046	100.0		1,364,085	100.0
II 売上原価			258,100	24.6		416,348	30.5
売上総利益			789,945	75.4		947,737	69.5
III 販売費及び一般管理費			616,328	58.8		739,541	54.2
営業利益			173,616	16.6		208,195	15.3
IV 営業外収益							
1. 受取利息			1,798			1,665	
2. 受取配当金			—			3,951	
3. 金銭の信託の運用益			2,778			—	
4. その他			264	4,841	0.5	319	5,935
V 営業外費用							
1. 金銭の信託の運用損		—			1,030		
2. 株式交付費		—			1,445		
3. 新株発行費		12,506			—		
4. 持分法による投資損失		—			15,265		
5. その他		1,172	13,679	1.3	—	17,742	1.3
経常利益			164,779	15.8		196,388	14.4
VI 特別利益							
1. 固定資産売却益	※2	173	173	0.0	—	—	—
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※3	733	733	0.1	2,772	2,772	0.2
税金等調整前当期純利益			164,218	15.7		193,616	14.2
法人税、住民税及び事業税		19,511			80,348		
法人税等調整額		38,111	57,622	5.5	13,338	93,687	6.9
少数株主利益又は少数株主損失(△)			△1,326	△0.1		1,302	0.1
当期純利益			107,922	10.3		98,627	7.2

③【連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書】

連結剰余金計算書

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	
(資本剰余金の部)			
I 資本剰余金期首残高			832,112
II 資本剰余金増加高			
1. 増資による新株の発行		501,203	501,203
III 資本剰余金期末残高			1,333,315
(利益剰余金の部)			
I 利益剰余金期首残高			239,587
II 利益剰余金増加高			
1. 当期純利益		107,922	107,922
III 利益剰余金期末残高			347,509

連結株主資本等変動計算書

当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (千円)	1,084,067	1,333,315	347,509	2,764,893
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	18,480	18,480	—	36,960
当期純利益	—	—	98,627	98,627
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	18,480	18,480	98,627	135,587
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,102,548	1,351,796	446,136	2,900,480

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計			
平成18年3月31日 残高 (千円)	—	—	4,250	13,673	2,782,816
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	36,960
当期純利益	—	—	—	—	98,627
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)	△18,538	△18,538	—	1,302	△17,236
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	△18,538	△18,538	—	1,302	118,350
平成19年3月31日 残高 (千円)	△18,538	△18,538	4,250	14,975	2,901,167



## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		164,218	193,616
減価償却費		121,801	150,985
貸倒引当金の増加額		90	25
受取利息及び受取配当金		△1,798	△5,616
金銭の信託の運用益		△2,778	—
金銭の信託の運用損		—	1,030
有価証券評価損		126	—
株式交付費		—	1,445
新株発行費		12,506	—
持分法による投資損失		—	15,265
固定資産売却益		△173	—
固定資産除却損		733	2,772
売上債権の増加額		△88,245	△27,496
たな卸資産の増加額		△808	△432
未払金の増加額		16,050	12,778
その他		6,535	22,500
小計		228,259	366,876
利息及び配当金の受取額		1,699	5,616
法人税等の支払額		△6,320	△27,913
営業活動によるキャッシュ・フロー		223,638	344,579

		前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△40,115	—
金銭の信託による支出		△30,000	—
金銭の信託の払戻による収入		—	31,651
有形固定資産の取得による支出		△33,521	△56,606
無形固定資産の取得による支出		△178,764	△295,650
無形固定資産の売却による収入		533	—
投資有価証券の取得による支出		△53,350	△297,063
長期性預金の預入による支出		△100,000	—
その他		△1,115	△1,530
投資活動によるキャッシュ・フロー		△436,334	△619,199
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入		986,152	35,514
新株予約権の発行による収入		8,000	—
少数株主への株式の発行による収入		15,000	—
株式上場に伴う支出		△13,518	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		995,633	35,514
IV 現金及び現金同等物の増減額 (△減少)		782,937	△239,105
V 現金及び現金同等物の期首残高		1,247,688	2,030,626
VI 現金及び現金同等物の期末残高	※	2,030,626	1,791,520

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 リスモン・マッスル・データ株式会社 なお、リスモン・マッスル・データ株式会社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 リスモン・マッスル・データ株式会社
2. 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	(1) 持分法適用の関連会社数 1社 会社名 サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社 なお、サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社につきましては、平成18年9月に株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より持分法を適用しております。 (2) 持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	① 有価証券 a. 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 b. 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 c. その他有価証券 _____  時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 ② 運用目的の金銭の信託 時価法を採用しております。 ③ たな卸資産 貯蔵品 移動平均法による原価法を採用しております。	① 有価証券 _____ _____  その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左 _____  ② たな卸資産 貯蔵品 同左

項目	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>(3) 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>① 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～18年 器具備品 3～10年</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p> <p>① 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>② 創立費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>① 有形固定資産 同左</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。</p> <p>株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
<p>5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項</p>	<p>全面時価評価法を採用しております。</p>	<p>同左</p>
<p>6. 利益処分項目等の取扱いに関する事項</p>	<p>連結会計年度中に確定した利益処分に 基づいて作成しております。</p>	<p>同左</p>
<p>7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲</p>	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>同左</p>

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—————	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,881,941千円であります。 なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)
※1 —————	※1 関連会社に対するものは次のとおりであります。 投資有価証券(株式) 77,650千円
※2 当社の発行済株式総数は、普通株式40,507株であります。	※2 —————

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																
<p>※1 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">213,142千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入</td> <td style="text-align: right;">100千円</td> </tr> </table> <p>※2 固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">173千円</td> </tr> </table> <p>※3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">547千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">186千円</td> </tr> </table>	従業員給与	213,142千円	貸倒引当金繰入	100千円	ソフトウェア	173千円	建物	547千円	器具備品	186千円	<p>※1 主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">従業員給与</td> <td style="text-align: right;">271,696千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入</td> <td style="text-align: right;">92千円</td> </tr> </table> <p>※2 —————</p> <p>※3 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">器具備品</td> <td style="text-align: right;">2,772千円</td> </tr> </table>	従業員給与	271,696千円	貸倒引当金繰入	92千円	器具備品	2,772千円
従業員給与	213,142千円																
貸倒引当金繰入	100千円																
ソフトウェア	173千円																
建物	547千円																
器具備品	186千円																
従業員給与	271,696千円																
貸倒引当金繰入	92千円																
器具備品	2,772千円																

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	40,507	693	—	41,200
合計	40,507	693	—	41,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加693株は、ストックオプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権 (第三者割当て)	普通株式	(注) 1、2	—	—	(注) 1、2	3,750
	第2回新株予約権 (第三者割当て)	普通株式	(注) 1、3	—	—	(注) 1、3	500
合計			—				4,250

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行したまたはこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本新株予約権の数に10,000,000円を乗じ、これを行使価額で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる。各本新株予約権の目的である株式の数は、当該株式を行使請求に係る本新株予約権の数で除した数としております。

2. 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額が口座に入金された日に発生する。(以下「修正日」という。))の前日まで(当日を含む。)の3連続取引日(ただし、終値のない日は除く。)の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合または下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されるものとしております。ただし、かかる修正後の行使価額が190,334円(以下「下限行使価額」という。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とするものとしております。

3. 行使価額は、571,000円としております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)	※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預金勘定 1,929,413千円	現金及び預金勘定 1,787,708千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 —
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 101,212千円	取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 3,812千円
現金及び現金同等物 <u>2,030,626千円</u>	現金及び現金同等物 <u>1,791,520千円</u>

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社が保有するリース物件1件当たりの金額が少額であったため、注記を省略しております。	同左

## (有価証券関係)

前連結会計年度(平成18年3月31日)

## 1. 売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額(千円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(千円)
41,225	△126

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はありません。

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(千円)
(1) 売買目的有価証券 MR F	1,236
(2) 満期保有目的の債券 非上場社債	99,976
(3) その他有価証券 非上場株式	53,350

## 4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 社債	99,976	—	—	—
合計	99,976	—	—	—

当連結会計年度（平成19年3月31日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	連結貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	60,652	62,414	1,761
	小計	60,652	62,414	1,761
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	150,992	118,300	△32,692
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	10,491	10,010	△481
	小計	161,484	128,310	△33,174
合計		222,137	190,724	△31,412

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額（千円）
(1) 満期保有目的の債券	—
(2) その他有価証券	
非上場株式	75,350
その他	3,812
(3) 関連会社株式	77,650

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社グループはデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社グループは退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。	同左



(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役1名 当社従業員18名	当社従業員10名	当社取締役3名 当社監査役2名 当社従業員37名	当社従業員3名	当社従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式1,950株	普通株式 267株	普通株式 612株	普通株式 9株	普通株式 114株
付与日	平成16年10月20日	平成16年12月9日	平成17年7月20日	平成17年8月10日	平成18年4月18日
権利確定条件	権利行使時において当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。	同左	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めておりません。	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	平成18年7月2日から平成26年6月29日まで	同左	平成19年7月1日から平成27年6月29日まで	同左	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成17年11月18日付で1株につき3株の株式分割を行っておりますので、上記株式数は当該調整後の株式数を記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	1,893	258	606	9	—
付与	—	—	—	—	114
失効	—	—	9	—	6
権利確定	1,893	258	—	—	—
未確定残	—	—	597	9	108
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	1,893	258	—	—	—
権利行使	609	84	—	—	—
失効	18	6	—	—	—
未行使残	1,266	168	—	—	—

(注) 平成17年11月18日付で1株につき3株の株式分割を行っておりますので、上記株式数は当該調整後の株式数を記載しております。

## ② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円) (注)	53,334	53,334	495,091	471,100	374,278
行使時平均株価 (円)	169,862	165,559	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—

(注) 平成17年11月18日付で1株につき3株の株式分割を行っておりますので、上記権利行使価格は当該調整後の権利行使価格を記載しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)	当連結会計年度 (平成19年3月31日)		
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳		
① 繰延税金資産 (流動)	① 繰延税金資産 (流動)		
未払事業税	3,128千円	未払事業税	7,382千円
貸倒引当金	82千円	貸倒引当金	94千円
繰越税額控除	25,388千円	子会社繰越欠損金	160千円
子会社欠損金	3,556千円	小計	7,636千円
小計	32,155千円	評価性引当額	△160千円
評価性引当額	△9,466千円	合計	7,476千円
合計	22,689千円	② 繰延税金資産 (固定)	
② 繰延税金資産 (固定)		減価償却超過額	1,940千円
減価償却超過額	688千円	その他有価証券評価差額金	12,618千円
合計	688千円	その他	621千円
		合計	15,181千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳		
法定実効税率	40.5%	法定実効税率	40.5%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入	2.0%	交際費等永久に損金に算入	1.5%
されない項目		されない項目	
住民税均等割	2.9%	住民税均等割	2.5%
税額控除	△13.5%	税額控除	2.4%
子会社欠損金	2.2%	子会社繰越欠損金	△1.8%
その他	1.0%	持分法投資損失	3.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.1%	その他	0.1%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%

(セグメント情報)

**【事業の種類別セグメント情報】**

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）において、当社グループはインターネットを活用した与信管理ASPサービス及びコンサルティングサービスを提供することを主要事業としており、情報サービス事業単一セグメントのため、該当事項はありません。

**【所在地別セグメント情報】**

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）において、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

**【海外売上高】**

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）において、海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
その他の関係会社及び法人主要株主	双日株式会社	東京都港区	130,549	卸売業	(被所有) 28.06	2	当社サービスの利用等	資金の預入	500,000	—	—
								受取利息	1,496	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、一般取引条件と同等に決定しております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等 (人)	事業上の 関係				
その他の関係会社及び法人主要株主の子会社	日商エレクトロニクス株式会社	東京都中央区	14,336	卸売業	—	—	システム開発・保守	固定資産の購入	31,077	未払金	20,475

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、一般取引条件と同等に決定しております。

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	68,257.17円	1株当たり純資産額	69,950.04円
1株当たり当期純利益金額	2,792.94円	1株当たり当期純利益金額	2,411.60円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	2,653.65円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	2,341.91円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	107,922	98,627
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	107,922	98,627
普通株式の期中平均株式数(株)	38,641	40,897
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,028	1,217
(うち新株予約権(株))	(2,028)	(1,217)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(1) 平成17年6月29日定時株主総会決議新株予約権 (平成17年7月20日取締役会決議) 新株予約権の数 202個 (平成17年8月10日取締役会決議) 新株予約権の数 3個 (2) 平成17年12月8日取締役会決議新株予約権(第三者割当て) (第2回) 新株予約権の数 100個	(1) 平成17年6月29日定時株主総会決議新株予約権 (平成17年7月20日取締役会決議) 新株予約権の数 199個 (平成17年8月10日取締役会決議) 新株予約権の数 3個 (平成18年4月18日取締役会決議) 新株予約権の数 36個 (2) 平成17年12月8日取締役会決議新株予約権(第三者割当て) (第1回) 新株予約権の数 100個 (第2回) 新株予約権の数 100個

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>新株予約権の発行（平成18年4月18日取締役会決議）</p> <p>平成17年6月29日開催の当社定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成18年4月18日開催の取締役会において具体的な内容を決議し、以下のとおり発行いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 新株予約権の発行日 平成18年4月18日</li><li>② 新株予約権の発行数 38個</li><li>③ 新株予約権の発行価額 無償</li><li>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 114株</li><li>⑤ 新株予約権の行使に際しての払込金額 1株当たり 374,278円</li><li>⑥ 新株予約権の行使期間 自 平成19年7月1日 至 平成27年6月29日</li><li>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 374,278円 資本組入額 187,139円</li><li>⑧ 新株予約権の割当を受けた者及び人数 当社従業員 9名</li></ul>	<p>—————</p>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。



## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1. 現金及び預金		1,836,412		1,701,345	
2. 売掛金		201,474		228,970	
3. 有価証券		141,201		3,812	
4. 貯蔵品		2,169		2,601	
5. 金銭の信託		32,765		—	
6. 前払費用		14,012		21,714	
7. 繰延税金資産		22,689		7,476	
8. その他		3,142		6,296	
貸倒引当金		△203		△232	
流動資産合計		2,253,665	76.7	1,971,985	63.2
II 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		23,498		24,472	
減価償却累計額		△4,134	19,363	△6,943	17,529
(2) 器具備品		147,539		156,812	
減価償却累計額		△74,231	73,307	△85,322	71,489
(3) 建設仮勘定		—		7,190	
有形固定資産合計		92,670	3.2	96,208	3.1
2. 無形固定資産					
(1) 商標権		257		1,895	
(2) ソフトウェア		326,502		366,282	
(3) ソフトウェア仮勘定		—		101,308	
(4) その他		180		180	
無形固定資産合計		326,941	11.1	469,666	15.0
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		53,350		266,074	
(2) 関係会社株式		85,000		177,916	
(3) 長期性預金		100,000		100,000	
(4) 長期前払費用		1,055		457	
(5) 繰延税金資産		688		15,181	
(6) その他		23,093		23,283	
投資その他の資産合計		263,187	9.0	582,912	18.7
固定資産合計		682,799	23.3	1,148,787	36.8
資産合計		2,936,465	100.0	3,120,772	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I 流動負債					
1. 未払金		112,537		91,534	
2. 未払法人税等		22,918		74,340	
3. 前受金		7,029		9,919	
4. 預り金		10,331		34,626	
5. その他		11,246		8,786	
流動負債合計		164,064	5.6	219,206	7.0
負債合計		164,064	5.6	219,206	7.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)			当事業年度 (平成19年3月31日)		
		金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資本の部)							
I 資本金	※1		1,084,067	36.9		—	—
II 資本剰余金							
1. 資本準備金		646,918			—		
2. その他資本剰余金							
(1) 資本金及び資本準備 金減少差益		686,396			—		
資本剰余金合計			1,333,315	45.4		—	—
III 利益剰余金							
1. 当期末処分利益		355,017			—		
利益剰余金合計			355,017	12.1		—	—
資本合計			2,772,400	94.4		—	—
負債・資本合計			2,936,465	100.0		—	—
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金			—	—		1,102,548	35.3
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—			665,399		
(2) その他資本剰余金		—			686,396		
資本剰余金合計			—	—		1,351,796	43.3
3. 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—			461,511		
利益剰余金合計			—	—		461,511	14.8
株主資本合計			—	—		2,915,855	93.4
II 評価・換算差額等							
1. その他有価証券評価差 額金			—	—		△18,538	△0.6
評価・換算差額等合計			—	—		△18,538	△0.6
III 新株予約権			—	—		4,250	0.2
純資産合計			—	—		2,901,566	93.0
負債純資産合計			—	—		3,120,772	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)			当事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		
		金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			1,048,046	100.0		1,364,085	100.0
II 売上原価			258,100	24.6		466,037	34.2
売上総利益			789,945	75.4		898,048	65.8
III 販売費及び一般管理費	※2		608,601	58.1		698,687	51.2
営業利益			181,344	17.3		199,361	14.6
IV 営業外収益							
1. 受取利息	※1	1,779			1,329		
2. 有価証券利息		19			288		
3. 受取配当金		—			3,951		
4. 金銭の信託の運用益		2,778			—		
5. その他		264	4,841	0.5	291	5,860	0.5
V 営業外費用							
1. 金銭の信託の運用損		—			1,030		
2. 株式交付費		—			1,445		
3. 新株発行費		12,506			—		
4. その他		126	12,632	1.2	—	2,476	0.2
経常利益			173,553	16.6		202,745	14.9
VI 特別利益							
1. 固定資産売却益	※3	173	173	0.0	—	—	—
VII 特別損失							
1. 固定資産除却損	※4	733	733	0.1	2,772	2,772	0.2
税引前当期純利益			172,992	16.5		199,972	14.7
法人税、住民税及び事業税		19,451			80,140		
法人税等調整額		38,111	57,562	5.5	13,338	93,478	6.9
当期純利益			115,429	11.0		106,494	7.8
前期繰越利益			239,587			—	
当期未処分利益			355,017			—	

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 情報使用料		106,288	41.2	134,524	28.9
II 労務費		30,962	12.0	63,603	13.6
III 経費	※2	120,849	46.8	267,909	57.5
当期売上原価		258,100	100.0	466,037	100.0

(注)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. サービスの維持管理に係わる情報使用料、労務費 及び経費を売上原価として計上しております。	1. 同左
※2. 主な経費の内容は、次のとおりであります。	※2. 主な経費の内容は、次のとおりであります。
外注費 11,029千円	外注費 135,367千円
減価償却費 88,927千円	減価償却費 99,907千円
保守料 12,636千円	保守料 14,823千円

③【利益処分計算書及び株主資本等変動計算書】

利益処分計算書

		前事業年度 (平成18年6月29日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 当期末処分利益			355,017
II 次期繰越利益			355,017

株主資本等変動計算書

当事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
平成18年3月31日 残高 (千円)	1,084,067	646,918	686,396	1,333,315	355,017	355,017	2,772,400
事業年度中の変動額							
新株の発行	18,480	18,480	—	18,480	—	—	36,960
当期純利益	—	—	—	—	106,494	106,494	106,494
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計 (千円)	18,480	18,480	—	18,480	106,494	106,494	143,454
平成19年3月31日 残高 (千円)	1,102,548	665,399	686,396	1,351,796	461,511	461,511	2,915,855

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	—	—	4,250	2,776,650
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	36,960
当期純利益	—	—	—	106,494
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額(純額)	△18,538	△18,538	—	△18,538
事業年度中の変動額合計 (千円)	△18,538	△18,538	—	124,915
平成19年3月31日 残高 (千円)	△18,538	△18,538	4,250	2,901,566

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 売買目的有価証券 時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 (2) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 (3) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (4) その他有価証券 _____  時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	_____  _____  (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 同左
2. 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法を採用しております。	_____
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 移動平均法による原価法を採用しております。	貯蔵品 同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物                    6年～18年 器具備品              3年～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。
5. 繰延資産の処理方法	_____  新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。 _____
6. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、2,897,316千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表) 資産の総額の100分の1以下のため、前事業年度に区分掲記しておりました「電話加入権」(当事業年度末の残高180千円)は無形固定資産の「その他」に、「敷金」(当事業年度末の残高23,093千円)は投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 また、負債及び資本の合計額の100分の1以下のため、前事業年度に区分掲記しておりました「未払消費税等」(当事業年度末の残高6,882千円)は流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(損益計算書) 営業外収益の総額の100分の10以下のため、前事業年度に区分掲記しておりました「雑収入」(当事業年度の金額264千円)は営業外収益の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>—————</p>





## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社が保有するリース物件1件当たりの金額が少額であったため、注記を省略しております。	同左

## (有価証券関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものではありません。	同左

## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成18年3月31日)	当事業年度 (平成19年3月31日)																																																										
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 繰延税金資産 (流動)</p> <table> <tr><td>未払事業税</td><td>3,128千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>82千円</td></tr> <tr><td>繰越税額控除</td><td>25,388千円</td></tr> <tr><td>小計</td><td>28,599千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>△5,910千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>22,689千円</td></tr> </table> <p>② 繰延税金資産 (固定)</p> <table> <tr><td>減価償却超過額</td><td>688千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>688千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.5%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td><td>1.8%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>2.7%</td></tr> <tr><td>税額控除</td><td>△12.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>1.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td><td>33.3%</td></tr> </table>	未払事業税	3,128千円	貸倒引当金	82千円	繰越税額控除	25,388千円	小計	28,599千円	評価性引当額	△5,910千円	合計	22,689千円	減価償却超過額	688千円	合計	688千円	法定実効税率	40.5%	(調整)		交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.8%	住民税均等割	2.7%	税額控除	△12.8%	その他	1.1%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	33.3%	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>① 繰延税金資産 (流動)</p> <table> <tr><td>未払事業税</td><td>7,382千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td>94千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,476千円</td></tr> </table> <p>② 繰延税金資産 (固定)</p> <table> <tr><td>減価償却超過額</td><td>1,940千円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>12,618千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>621千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,181千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>40.5%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td><td>1.5%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td>2.4%</td></tr> <tr><td>税額控除</td><td>2.3%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の 負担率</td><td>46.8%</td></tr> </table>	未払事業税	7,382千円	貸倒引当金	94千円	合計	7,476千円	減価償却超過額	1,940千円	その他有価証券評価差額金	12,618千円	その他	621千円	合計	15,181千円	法定実効税率	40.5%	(調整)		交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.5%	住民税均等割	2.4%	税額控除	2.3%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の 負担率	46.8%
未払事業税	3,128千円																																																										
貸倒引当金	82千円																																																										
繰越税額控除	25,388千円																																																										
小計	28,599千円																																																										
評価性引当額	△5,910千円																																																										
合計	22,689千円																																																										
減価償却超過額	688千円																																																										
合計	688千円																																																										
法定実効税率	40.5%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.8%																																																										
住民税均等割	2.7%																																																										
税額控除	△12.8%																																																										
その他	1.1%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	33.3%																																																										
未払事業税	7,382千円																																																										
貸倒引当金	94千円																																																										
合計	7,476千円																																																										
減価償却超過額	1,940千円																																																										
その他有価証券評価差額金	12,618千円																																																										
その他	621千円																																																										
合計	15,181千円																																																										
法定実効税率	40.5%																																																										
(調整)																																																											
交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.5%																																																										
住民税均等割	2.4%																																																										
税額控除	2.3%																																																										
その他	0.1%																																																										
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	46.8%																																																										

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
1株当たり純資産額	68,442.51円	1株当たり純資産額	70,323.22円
1株当たり当期純利益金額	2,987.24円	1株当たり当期純利益金額	2,603.96円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	2,838.25円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	2,528.71円
<p>当社は、平成17年11月18日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報は、以下のとおりとなります。</p>			
1株当たり純資産額	43,450.78円		
1株当たり当期純利益金額	4,420.72円		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 金額	4,309.65円		

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

区分	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	115,429	106,494
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	115,429	106,494
普通株式の期中平均株式数(株)	38,641	40,897
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	2,028	1,217
(うち新株予約権(株))	(2,028)	(1,217)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>(1) 平成17年6月29日定時株主総会決議新株予約権 (平成17年7月20日取締役会決議) 新株予約権の数 202個 (平成17年8月10日取締役会決議) 新株予約権の数 3個</p> <p>(2) 平成17年12月8日取締役会決議新株予約権(第三者割当て) (第2回) 新株予約権の数 100個</p>	<p>(1) 平成17年6月29日定時株主総会決議新株予約権 (平成17年7月20日取締役会決議) 新株予約権の数 199個 (平成17年8月10日取締役会決議) 新株予約権の数 3個 (平成18年4月18日取締役会決議) 新株予約権の数 36個</p> <p>(2) 平成17年12月8日取締役会決議新株予約権(第三者割当て) (第1回) 新株予約権の数 100個 (第2回) 新株予約権の数 100個</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	当事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>新株予約権の発行 (平成18年4月18日取締役会決議)</p> <p>平成17年6月29日開催の当社定時株主総会で承認されました商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプションとしての新株予約権の発行について、平成18年4月18日開催の取締役会において具体的な内容を決議し、以下のとおり発行いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 新株予約権の発行日 平成18年4月18日</li><li>② 新株予約権の発行数 38個</li><li>③ 新株予約権の発行価額 無償</li><li>④ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 114株</li><li>⑤ 新株予約権の行使に際しての払込金額 1株当たり 374,278円</li><li>⑥ 新株予約権の行使期間 自 平成19年7月1日 至 平成27年6月29日</li><li>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格 374,278円 資本組入額 187,139円</li><li>⑧ 新株予約権の割当を受けた者及び人数 当社従業員 9名</li></ul>	<p>—————</p>

## ④【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	テクマトリックス株式会社	700	118,300
		サイバックス株式会社	970	53,350
		日本震災パートナーズ株式会社	100	15,000
		株式会社ジンテック	20	7,000
		小計	1,790	193,650
計		1,790	193,650	

## 【債券】

該当事項はありません。

## 【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)	
有価証券	その他有価証券	その他	—	3,812
		小計	—	3,812
投資有価証券	その他有価証券	(投資信託受益証券) 証券投資信託受益証券 (3 銘柄)	51,001,934	72,424
		小計	51,001,934	72,424
計		—	76,236	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	23,498	974	—	24,472	6,943	2,808	17,529
器具備品	147,539	29,476	20,203	156,812	85,322	28,521	71,489
建設仮勘定	—	7,190	—	7,190	—	—	7,190
有形固定資産計	171,037	37,640	20,203	188,474	92,266	31,330	96,208
無形固定資産							
商標権	499	1,774	—	2,273	378	136	1,895
ソフトウェア	595,902	158,209	—	754,111	387,829	118,430	366,282
ソフトウェア仮勘定	—	101,308	—	101,308	—	—	101,308
その他	180	—	—	180	—	—	180
無形固定資産計	596,582	261,292	—	857,874	388,208	118,567	469,666
長期前払費用	1,225	1,402	830	1,796	1,339	1,170	457
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

器具備品	システムサーバー及び周辺機器等の増設	28,379千円
ソフトウェア	RM2 Navi Systemの増強	54,580千円
	顧客管理システムの増強	13,750千円
	構成管理データベース (CMD B) 構築	25,000千円
	ERPシステム	17,745千円
ソフトウェア仮勘定	サービス基幹システムのリニューアル	66,924千円
	営業支援サービスシステム構築	15,000千円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	203	232	—	203	232

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## ① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	1,205
預金	
普通預金	1,700,140
合計	1,701,345

## ② 売掛金

## (イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社日本M&Aセンター	12,789
株式会社ザ・アール	10,195
日星産業株式会社	6,035
富士電機情報サービス株式会社	4,728
名古屋モザイク工業株式会社	3,957
その他	191,263
合計	228,970

## (ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div (B) \times 365$
201,474	1,483,629	1,456,133	228,970	86.4	52.9

(注) 上記金額には消費税等が含まれております。

## ③ 貯蔵品

区分	金額 (千円)
SECUR IDカード	645
ICカード	1,484
その他	471
合計	2,601

④ 関係会社株式

区分	金額（千円）
リスモン・マッスル・データ株式会社	85,000
サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社	92,916
合計	177,916

(3) 【その他】

該当事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	決算期末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.aspir.co.jp/koukoku/3768/3768.html">http://www.aspir.co.jp/koukoku/3768/3768.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 平成19年6月29日付で、株主名簿管理人を株式会社だいこう証券ビジネスに変更する予定であります。変更の内容は次のとおりであります。

株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区日本橋兜町14番9号 株式会社だいこう証券ビジネス 東京支社
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4番6号 株式会社だいこう証券ビジネス
取次所	株式会社だいこう証券ビジネス 本社及び各支社
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第6期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月29日関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成18年7月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(3) 臨時報告書

平成18年9月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(4) 半期報告書

（第7期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）平成18年12月20日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

城東監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 椎野 泰孝 印

業務執行社員 公認会計士 竹森 順一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社の平成18年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年4月18日開催の取締役会において、ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容を決議し、同日新株予約権を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

城東監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 竹森 順一 印

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鳥居 明 印

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たち監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成18年6月29日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

城東監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 椎野 泰孝 印

業務執行社員 公認会計士 竹森 順一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リスクモンスター株式会社の平成18年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年4月18日開催の取締役会において、ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容を決議し、同日新株予約権を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

城東監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 竹森 順一 印

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鳥居 明 印

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリスクモンスター株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私たち監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たち監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たち監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リスクモンスター株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。